

後期高齢支援システム等標準化バンド分科会
第3回バンド分科会
令和4年8月1日 【資料4】

(別紙2) 機能・帳票要件

機能・帳票要件一覧（ソリー図） ※大項目が数字の事業が標準仕様書の範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。（現時点、英字はなし）

	大項目	中項目	機能ID	頁番号
後期高齢	1. 共通	1.1. システム共通	1.1.1 ~ 1.1.4	1
		1.2. 他システム連携	1.2.1 ~ 1.2.11	2
		1.3. マスタ管理機能	1.3.1 ~ 1.3.12	5
		1.4. データ管理機能	1.4.1 ~ 1.4.14	8
		1.5. 台帳管理機能	1.5.1 ~ 1.5.5	12
		1.6. 一覧管理機能	1.6.1 ~ 1.6.11	13
		1.7. 帳票出力機能	1.7.1 ~ 1.7.19	13
		1.8. 政令個別要件	1.8.1 ~ 1.8.7	16
	2. 被保険者資格	2.1. 住民情報異動等に伴う資格異動	2.1.1 ~ 2.1.16	17
		2.2. 被保険者証再発行	2.2.1	21
	3. 保険料賦課	3.1. 保険料賦課共通	3.1.1 ~ 3.1.11	21
		3.2. 暫定賦課	3.2.1 ~ 3.2.6	23
		3.3. 仮徴収額変更	3.3.1 ~ 3.3.7	25
		3.4. 確定賦課	3.4.1 ~ 3.4.11	26
		3.5. 異動賦課	3.5.1 ~ 3.5.12	29
		3.6. 口座振替依頼	3.6.1 ~ 3.6.4	33
		3.7. 納付方法変更	3.7.1 ~ 3.7.2	34
		3.8. 減免・猶予管理	3.8.1 ~ 3.8.2	34
		3.9. 所得把握	3.9.1 ~ 3.9.2	35
	4. 保険料収納	4.1. 保険料収納共通管理	4.1.1 ~ 4.1.9	36
		4.2. 収納消込（自主納付）	4.2.1 ~ 4.2.4	38
		4.3. 収納消込（口座振替）	4.3.1 ~ 4.3.8	39
		4.4. 収納消込（特別徴収）	4.4.1 ~ 4.4.4	40
		4.5. 還付・充当	4.5.1 ~ 4.5.15	40
		4.6. 納付証明書発行	4.6.1 ~ 4.6.3	45
	5. 滞納管理	5.1. 滞納共通管理	5.1.1 ~ 5.1.11	46
		5.2. 督促	5.2.1 ~ 5.2.11	49
		5.3. 催告・猶予措置	5.3.1 ~ 5.3.14	51
		5.4. 滞納処分	5.4.1 ~ 5.4.18	54

後期高齢支援システム
機能要件【第1.0版】

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.1.システム共通		文字		1.1.1.	後期高齢支援システムでユーザー定義文字(外字)を利用できること。 ※1 文字セット、文字コード、文字符号化方式の扱いは、住民記録システム標準仕様書と同様とする。 ※2 後期高齢支援システムでの利用とは、画面、帳票、EUC等の全てを含む。 文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。	実装必須機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.1.システム共通		アクセスログ管理		1.1.2.	住民記録システム標準仕様書で規定されている「アクセスログ管理」に記載の操作ログ、認証ログ、イベントログ、印刷ログ、設定変更ログ、エラーログを管理できること。(ただし、印刷ログ内の「印刷プリンタ(又は印刷端末名)」についてはダイレクトプリントを行わないシステムにおいては対応は不要)	実装必須機能	出力内容を補記してほしいとの意見があったことを受け、内容を補記。なお、「通信ログ」はアプリケーションそのものがだすというよりは、前提ミドルウェアなどアプリケーションの下位層が発行するものとして規定はしていない。また、デジタル庁横並び方針の中でダイレクトプリント機能はクラウド上の構築システムであることを踏まえ、記載しないとされていることから実装しないシステムもあるため、例外規定として補記している。	意見照会結果をふまえて修正
1.共通	1.1.システム共通		バッチ処理 一括処理		1.1.3.	バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及びび時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。 前回設定のパラメータは、一部修正ができること。 修正パラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 全てのバッチ処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。 バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。	標準オプション機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.1.システム共通		操作権限 設定・管理		1.1.4.	発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。	実装必須機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.1.システム共通		操作権限 設定・管理		1.1.4.	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限が設定できること。	標準オプション機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.2.他システム連携		他システムデータ連携方式		1.2.1.	他システムとのデータ連携(取得)において、ファイル連携によるデータ連携ができること。なお、広域標準システムとの連携インターフェースで規定されているデータ連携については、標準システムが指定するファイル連携方式(従前からのファイル連携)にて対応できること。	実装必須機能	連携先のシステムが、他システムとは限らないのご意見を受けて要件を修正。	意見照会結果をふまえて修正
1.共通	1.2.他システム連携		他システムデータ連携方式		1.2.2.	他システムとのデータ連携(取得)においては、REST(Representational State Transfer)によるデータ連携ができること。	実装必須機能	REST連携については、デジタル庁の方針に記載はありものの他業務において機能要件として記載もないことから実装オプション機能として規定。 REST連携について、デジタル庁の方針を受けて、実装必須機能に変更。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をふまえて修正
1.共通	1.2.他システム連携		住登外取込・管理		1.2.2.	住登外システムから連携データを受領し、住登外情報(異動情報を含む)を後期高齢支援システムで利用できること。 ※1 「住登外システムと連携」は、共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込み(サブセット化)は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする。 ※4 個人番号(マイナンバー)も連携すること。 ※5 導入形態によって新規登録可否を選択可能になること	標準オプション機能	共通基盤からデータを取得する場合のインターフェース改修については、標準化対象外。 住登外者について、業務フロー(2.1.住民情報異動等に伴う資格異動)上に示すこととしたため、「1.共通」-「1.2.他システム連携」から「2.被保険者資格」-「2.1.住民情報異動等に伴う資格異動」への記載とした。なお、機能要件についてはデジタル庁横並び方針等に従い、「住登外者宛番号の付番依頼・管理機能」として定義した。	意見照会結果をうけて修正
1.共通	1.2.他システム連携		広域連合送付住登外情報作成		1.2.3.	後期高齢支援システムにて管理する住登外情報を抽出し、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。 なお、連携する元データについては、住登外システムから連携されるデータ、または後期高齢支援システムで登録したデータのいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「1.4.2」を参照。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に継められている。 住登外者について、業務フロー(2.1.住民情報異動等に伴う資格異動)上に示すこととしたため、「1.共通」-「1.2.他システム連携」から「2.被保険者資格」-「2.1.住民情報異動等に伴う資格異動」への記載とした。	意見照会結果をうけて修正
1.共通	1.2.他システム連携		住所地特例情報取込		1.2.4.	広域標準システムから連携される住所地特例情報を使用し、特別徴収の81通知(通知内容コード(81)住所地特例該当者通知)作成に使用できること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に継められている。 普通徴収者を81通知作成の対象としているのは既に住所地特例者になっていることにより、81通知を送付していた対象者について減額更正などにより特徴中止とする41通知を送付した場合、年金保険者で81通知も削除され、次の年次処理で住所地特例先に00通知が連携されないケースがある。(1回目81通知の送付期間が前年の4月~当年の3月より前の場合)この対策方法として、81通知を再度年金保険者に上記の期間中に再送することで住所地特例先で捕捉されるようになるという年金保険者の仕様を踏まえて機能要件として記載している(なお、2回目の81通知は年金保険者でエラーとはなるが捕捉の判定には使用される) 本要件については、異動賦課の際の住所地特例該当者通知作成に関する要件であることから「1.2.他システム連携」から「3.5.異動賦課」への記載に見直し。 (意見照会回答を受けて「1.2.2.住登外取込・管理」「1.2.3.広域連合送付住登外情報作成」を「2.1.住民情報異動等に伴う資格異動」への記載に見直ししたことに伴う見直し)	意見照会結果をうけて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.2.他システム連携		住所地特例情報取込		1.2.4.	特別徴収の81通知(通知内容コード(81)住所地特例該当者通知)については、普通徴収者(※1)に対しても作成できること。 (※1)過去に特別徴収だった者が減額更正等により普通徴収になった者等 (具体的なケースは「要件作成における経緯・留意事項等」に記載)	標準オプション機能		
1.共通	1.2.他システム連携		支援措置対象者取込		1.2.3.	個人情報の取り扱いに注意が必要な支援措置対象者(DV被害者等)について、住民記録システムからのデータの取込、または必要に応じた照会ができること(宛名システム等を経由しても可)。住民記録システムに、支援措置対象者情報を、照会できること。 照会した支援措置対象者情報を基に、支援措置対象者情報の異動更新(登録・照会・修正・削除)を行えること。 支援措置対象者に異動があった場合、異動リストを出力できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。 ※1 連携頻度は随時・日次とする。	実装必須機能	デジタル庁指定の資料でデータ連携要件として活用必須と定められたことを受け、実装必須として設定 宛名システムからデータを取得する場合のインタフェース改修については、標準化対象外 「1.2.他システム連携」と「1.4.データ管理機能」で同一の機能が定義されているとのご意見を受け、管理機能に関する要件を削除。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をふまえて修正
1.共通	1.2.他システム連携		支援措置対象者取込		1.2.5.	支援措置対象者に異動があった場合、異動リストを出力できること。	標準オプション機能	意見照会結果の中で支援措置対象者の異動を見落とすことはあってはならないとの意見を踏まえ、本件は実装必須に変更。	意見照会結果をふまえて修正
1.共通	1.2.他システム連携		広域連合送付支援措置対象者情報作成		1.2.4.	個人情報の取り扱いに注意が必要な支援措置対象者(DV被害者等)について、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 なお、連携する元データについては、住民記録システム(宛名システム等含む)から連携されるデータ、または後期高齢支援システムで登録したデータ(住民記録システムから連携されない住登外者も含む)のいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「1.4.11.」を参照。	実装必須機能	現在の広域標準システムには既定の連携インタフェースがないため、今後、別途提示される後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に準じた仕様とすること。 宛名管理システムは独自施策システムとして規定されたため、記載を削除。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 「要件の考え方・理由」記載の通り、今後の後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書整理後に求める機能。標準仕様書「1.0版」では実装必須機能としては求めない。(今後、広域標準システムで実装された後に仕様書を改訂し、「実装必須」とする。
1.共通	1.2.他システム連携		広域連合送付支援措置対象者確認		1.2.5.	広域連合向けの支援措置対象者情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
1.共通	1.2.他システム連携		生活保護情報取込・管理		1.2.6.	生活保護システムに、後期高齢者医療制度の被保険者の適用除外に伴い、生活保護受給者情報を、照会できること。 生活保護システムと連携し、照会した生活保護情報(異動情報を含む)を後期高齢支援システムで利用できること。基に、生活保護情報の異動更新(登録・照会・修正・削除)を行えること。 ※1 「生活保護システムと連携し照会」は、共通基盤等との連携への照会を含む。 ※2 データの参照、取り込み(サブセット化)は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※2 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。 ※3 連携頻度は週次・月次等とする。	標準オプション機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.2.他システム連携		送付先情報取込・管理		1.2.7.	送付先管理システムと連携し、送付先情報(異動情報を含む)を照会後期高齢支援システムで利用できること。 ※1 「送付先管理システムと連携に照会」は、共通基盤等との連携への照会を含む。 ※2 データの参照、取り込み(サブセット化)は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※2 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。 ※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする。	実装必須機能 標準オプション機能	共通基盤からデータを取得する場合のインターフェース改修については、標準化対象外。 「1.2.他システム連携」と「1.4.データ管理機能」で同一の機能が定義されているのご意見を受け、管理機能に関する要件を削除。 これに伴い、送付先を管理するシステムからの取得については、必須要件ではなくなったことから標準オプションに変更。(必須なのはシステムとして管理ができること)	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をふまえて修正 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
1.共通	1.2.他システム連携		口座情報取込・管理		1.2.8.	口座情報管理システムと連携し、口座情報(異動情報を含む)を照会後期高齢支援システムで利用できること。 【管理項目】 ・口座利用区分(口座振替、振込口座) ・金融機関種別(ゆうちょ銀行以外、ゆうちょ銀行) ・金融機関コード→支店コード・店舗番号→口座種別→口座番号 ・口座名義人カナ→口座名義人漢字 ・口座有効期間開始日→口座有効期間終了日 ・納付方法(全期前納、期別) ・相続人区分 等 ※1 「口座情報管理システムと連携に照会」は、共通基盤等との連携への照会を含む。 ※2 データの参照、取り込み(サブセット化)は問わず、後期高齢支援システムで利用できること。 ※2 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。 ※3 連携頻度は随時・日次・月次等とする。	実装必須機能 標準オプション機能	共通基盤からデータを取得する場合のインターフェース改修については、標準化対象外。 被保険者が選択した納付方法「前期全納」「期別」の管理が必要とのご意見を受け、修正。 管理している口座が本人口座なのか、相続人口座なのかを管理できる項目が必要とのご意見を受け、管理項目へ「相続人区分」を追加。 「1.2.他システム連携」と「1.4.データ管理機能」で同一の機能が定義されているのご意見を受け、管理機能に関する要件を削除。 これに伴い、口座情報を管理するシステムからの取得については、必須要件ではなくなったことから標準オプションに変更。(必須なのはシステムとして管理ができること)	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をふまえて修正 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
1.共通	1.2.他システム連携		口座情報取込・管理		1.2.10.	【管理項目】 ・納付方法(全期前納)	標準オプション機能		
1.共通	1.2.他システム連携		収滞納管理システム連携1		1.2.11.	収滞納管理システムに被保険者の情報を提供できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されている「被保険者情報」のインターフェースに準ずる。	標準オプション機能	収滞納管理システムとの連携はデジタル庁におけるデータ連携要件等で記載されないことを想定し、記載している。 なお、データ連携要件で規定された場合はそちらに準ずる。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.2.他システム連携		収滞納管理システム連携2		1.2.12.	収滞納管理システムに保険料の情報を連携できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されている広域連合連携用の「期割情報」のインターフェースに準ずる。 ※1 出力する項目については、広域連合連携用情報の中から選択できること。	標準オプション機能	連携先システムが特定できないため、規定しているインターフェースで対応できない部分の連携項目追加等の対応については標準化対象外。 なお、納入方法コードについては、広域連合が規定する4種のコードのみだと、市区町村が管理する多様な収納方法が管理できなくなるため、後期高齢支援システム内での拡張を許容する記載としている。(広域標準システム側を拡張可能とするかは申し送り事項)	
1.共通	1.2.他システム連携		収滞納管理システム連携3		1.2.13.	収滞納管理システムに滞納者の情報を連携できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されている広域連合連携用の「滞納情報」のインターフェースに準ずる。 ※1 出力する項目については、広域連合連携用情報の中から選択できること。	標準オプション機能	統合収滞納管理システムは独自施策システムとして規定されたため、記載を削除。	
1.共通	1.2.他システム連携		収滞納管理システム連携4		1.2.14.	収滞納管理システムから連携される保険料の収納情報を取り込みできること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されている広域連合連携用の「収納情報」のインターフェースに準ずる。 ただし、納入方法コードについては、「01-窓口納付02-口座振替50-誤消取消90-その他」に連携する4つのコード以外にユーザが追加したものを使用できること。	標準オプション機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.2.他システム連携		収滞納管理システム連携6		1.2.16.	収滞納管理システムから連携される保険料の滞納情報を取り込み照会できること。 【管理項目】 管理項目については、国民健康保険システムの標準仕様書における機能帳票要件「13 保険料(税)収納」において規定されている「滞納管理システムとの連携」における滞納管理システムからの連携項目を基本とする。(ただし、右記に記載の通り、滞納管理システムは特定のシステムとして連携先を規定できないため、管理項目が異なる場合は、標準化対象外として扱う。)	標準オプション機能		
1.共通	1.2.他システム連携		団体内統合宛名番号の付番依頼		1.2.10.	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。)を利用して付番依頼ができること。	実装必須機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.2.他システム連携		連携データエラー対処		1.2.11.	連携用データの取込時、または連携用データの作成時にエラーが発生した場合、エラー内容が確認できること。 また、エラー対応後、取込や作成等の再処理ができること。	実装必須機能		
1.共通	1.3.マスタ管理機能		保険者マスタ管理		1.3.1.	自保険者に関する各種情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・保険者番号 ・保険者名 ・市町村コード ・都道府県名 ・市町村名 ・郵便番号 ・住所等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。	実装必須機能	自保険者なのか他保険者なのかを明確にというご意見を受けて修正	意見照会結果を受けて修正
1.共通	1.3.マスタ管理機能		首長・職務代理人管理		1.3.2.	通知書等の出力において、首長、職務代理人、特別職等の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・職務区分(首長、職務代理人、その他) ・職務者名 ・職務者肩書 ・職務者期間開始日 ・職務者期間終了日 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。	実装必須機能	区長情報の管理も必要とのご意見を受け、管理対象として、「特別職」を追加。	意見照会結果を受けて修正
1.共通	1.3.マスタ管理機能		広域連合長・職務代理人管理		1.3.3.	通知書等の出力において、広域連合長、職務代理人の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・職務区分(広域連合長、職務代理人) ・職務者名 ・職務者肩書 ・職務者期間開始日 ・職務者期間終了日 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。	実装必須機能		意見照会結果を受けて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.3.マスタ管理機能		文書番号管理		1.3.4.	<p>通知書等の出力において、印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票名 ・文書番号出力有無 ・文書番号接頭語 ・文書番号接尾語 等 <p>※1 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※2 文書番号の出力有無も管理できること。</p>	実装必須機能		
1.共通	1.3.マスタ管理機能		電子公印等管理		1.3.5.	<p>通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票ごとに公印の種類および印影を管理できること。 なお、公印については自治体の公印のみではなく、広域連合の公印も管理できること。</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>	実装必須機能	広域連合の公印については保険料の年額通知と納入通知を市区町村の統一様式とするに際し、年額通知の印刷時に必要となるため。	
1.共通	1.3.マスタ管理機能		問い合わせ先情報管理		1.3.6.	<p>通知書等の出力において、印字する問合せ先情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票名 ・問合せ先出力有無 ・問合せ先コード(組織単位) ・担当部署名 ・担当部署郵便番号 ・担当部署住所 ・担当部署電話番号 ・担当部署FAX番号 等 <p>※1 管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする。 ※2 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※3 問合せ先情報の出力有無も管理できること。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>	実装必須機能	聴覚障害者への配慮から「担当部署FAX番号」は、必須機能とすべきとのご意見を受け、必須項目に修正。	意見照会結果を受けて修正
1.共通	1.3.マスタ管理機能		問い合わせ先情報管理		1.3.6.	<p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部署FAX番号 ・担当部署メール 等 <p>※1 市区町村内で複数の問合せ先を管理できること</p>	標準オプション機能	地域により管轄する出張所を分割しているケースに対応するため、区や出張所ごとに複数の問い合わせ先の管理が必要とのご意見を受け、問い合わせ先の複数管理する要件を追加。	意見照会結果を受けて修正
1.共通	1.3.マスタ管理機能		不服申立先情報管理		1.3.7.	<p>通知書等の出力において、教示文にある不服申立先情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>※教示文中にある〇〇市、〇〇市長も含む。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立先コード ・不服申立先保険者名 ・不服申立先都道府県名 ・不服申立先都道府県郵便番号 ・不服申立先都道府県住所 ・不服申立先都道府県電話番号 等 <p>※1 管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする。</p>	実装必須機能		
1.共通	1.3.マスタ管理機能		不服申立先情報管理		1.3.7.	<p>※2 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※3 不服申立先情報の出力有無も管理できること。</p>	標準オプション機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.3.マスタ管理機能		金融機関情報管理 金融機関マスタ管理		1.3.8.	金融機関マスタデータ(金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等)を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。 金融機関情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・金融機関コード・金融機関名 ・金融機関カナ・有効開始日 ・廃業日・店舗コード ・店舗名・店舗名カナ ・本店支店区分・店舗有効開始日 ・店舗廃業日 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 ——他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 統廃合により廃止となった情報も含むこと。	実装必須機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.3.マスタ管理機能		金融機関情報管理 金融機関マスタ管理		1.3.8.	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ(金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号)を登録、修正、削除、照会できること。 ※3 全銀協フォーマットの金融機関・支店情報データより更新情報の取込ができること。 【管理項目】 ・手形交換所番号・店舗郵便番号 ・店舗住所・店舗電話番号	標準オプション機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.3.マスタ管理機能		システム設定値管理		1.3.9.	以下の値について、システム上、ユーザが変更可能と定義しているものについては、登録・修正・削除(ただし、システム上削除することが認められている値のみ)・照会ができること。 ・システムの挙動について変更可能とするための設定値 ・システム内でコードマスタ化されているもの	実装必須機能		
1.共通	1.3.マスタ管理機能		全国住所辞書管理 住所マスタ照会		1.3.10.	住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合(住登外者の住所を確定させる場合等)には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。 住民記録システム標準仕様書で規定されている「住所辞書管理」と同様の要件で住所辞書を管理できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 ——他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。	実装必須機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.3.マスタ管理機能		土日・祝日管理		1.3.11.	土日・祝日(金融機関・市役所の不稼働日)情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・日付管理区分(金融機関or市役所)・土日、祝日情報 等	実装必須機能	意見照会の結果を受けて、口座振替依頼時の金融機関への振替依頼の確認や年金支給日の確認(休日の場合は、支給日が変わる)の確認のために要件として追加。	意見照会結果をふまえて要件追加
1.共通	1.3.マスタ管理機能		郵便区管理		1.3.12.	郵便区情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・郵便区番号 等	標準オプション機能	帳票一括出力時の郵便区ごとの山分けへの対応のため、追加。 デジタル庁で整理中の「アドレス・ベース・レジストリ」にて、郵便区の管理がなされる方針が示された場合は、当該管理機能は要件より削除する。	意見照会結果をふまえて要件修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.4.データ管理機能		住民記録情報管理		1.4.1.	後期高齢支援システムにて、住民記録情報(対象者および世帯員)を照会でき、異動内容を確認できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 特別事情(DV等)に関する情報支援措置対象者情報が連携された場合は、該当者として識別できること。	実装必須機能	支援措置対象者情報についてはどの業務においても注意を払わなければならない事項であるのご意見受け、支援措置対象者情報が連携された場合の識別機能を実装必須機能へ修正。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をふまえて要件修正
1.共通	1.4.データ管理機能		住民記録情報管理		1.4.1.	必要に応じて、対象者の住民記録情報を登録・修正・削除できること。 ※2 特別事情(DV等)に関する情報も連携される場合は、該当者として識別できること。 ※3 住民記録情報等から連携する場合、連携される項目はすべて管理し、連携項目以外の項目も管理できること	標準オプション機能		意見照会結果をふまえて要件修正
1.共通	1.4.データ管理機能		住登外情報管理		1.4.2.	住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。	実装必須機能	「1.共通」-「1.4.データ管理機能」から「2.被保険者資格」-「2.1.住民情報異動等に伴う資格異動」への記載に見直し	意見照会結果をふまえて要件修正
1.共通	1.4.データ管理機能		通称名管理		1.4.2.	日本人および外国人の通称名情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・通称名 ・通称名フリガナ ・本名通称名区分等 ※1 住民記録システムで管理されている場合、データを連携し後期高齢支援システムにて利用できること。 ※2 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※3 通称名が登録された対象者について、通知書等に印字する宛名情報を指定することができること。	実装必須機能	日本人の通称名については広域標準システムに連携するインタフェースはないが、広域標準システムでは日本人の通称名で証を発行する機能は単独で有している。そのため、後期高齢支援システムでも連携はできなくとも同様の管理要件を満たしたいというご意見を受け、単独での機能として規定した。 個別に氏名表記の希望の申し出があった際に、印字する氏名を指定できることのご意見を受け、宛名情報の指定機能を追加。	意見照会結果をふまえて要件修正
1.共通	1.4.データ管理機能		不現住(居所不明者)管理		1.4.3.	対象者の不現住(居所不明)に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 【管理項目】 居所不明年月日等	実装必須機能	納通、督促状等の返送等の事由により「居所不明」と判断された対象者については、「公示送達」機能と関連し管理が必要となるが、その後の調査の結果、「不現住」と判断された対象者については、住民票職権消除の運びとなり資格を喪失することとなるため管理要件として、「居所不明者」情報の管理機能に修正する。	意見照会結果をふまえて要件修正
1.共通	1.4.データ管理機能		不現住(居所不明者)管理		1.4.3.	不現住(居所不明者)対象者として登録された対象者について、帳票の一括発行における出力対象となつた場合、以下いずれかの対応が可能となっていること。 ・当該対象者について帳票の出力対象外とし、出力対象外とした旨が一覧として確認できるようにし、その後、個別に出力可能となっていること。 ・帳票の出力順で不現住(居所不明者)対象者を束分けし、確認が容易となるようにすること。	標準オプション機能	対象者の山分けについては、共通要件として切り出したことから本要件は単独として規定しないように削除。	意見照会結果をふまえて要件修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.4.データ管理機能		送付先登録		1.4.4.	<p>対象者の送付先情報が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送付先利用区分 (保険料賦課、保険料収納等) 送付先名 送付先使用開始日 送付先使用終了日 送付先氏名カナ 送付先氏名漢字 送付先住所コード 送付先郵便番号 送付先住所 送付先方書 送付先登録年月日 送付先電話番号 <p>等</p> <p>※1 対象者の送付先情報を事業単位(被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等)で管理できること。 ※2 他システムを参照し表示することで保持しない場合を含む(ただし、その場合は、各処理実施時に他システムを参照し、送付先の判定、処理を行うことができることが前提となる)。また、他システムから連携される送付先のみをマスタとして取り扱う場合は、照会のみを必須要件とする。 ※3 履歴管理できること</p>	実装必須機能	履歴管理の必須化および、管理項目の追加に関するご意見を受け、修正。	意見照会結果をふまえて要件修正
1.共通	1.4.データ管理機能		送付先登録		1.4.5.	<p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送付先利用区分 (被保険者資格) <p>※3 履歴管理できること</p>	標準オプション機能	被保険者資格で管理する帳票がないため、被保険者資格の区分は削除	意見照会結果をふまえて実装区分見直し
1.共通	1.4.データ管理機能		連絡先管理		1.4.5.	<p>対象者の連絡先情報が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡先名 連絡先使用開始日 連絡先使用終了日 連絡先電話番号 連絡先登録年月日 <p>等</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで保持しない場合を含む(ただし、その場合は、各処理実施時に他システムを参照し、連絡先の判定、処理を行うことができることが前提となる)。また、他システムから連携される連絡先のみをマスタとして取り扱う場合は、照会のみを必須要件とする。 ※2 履歴管理できること</p>	実装必須機能	連絡先情報の管理項目に関するご意見を受け、記載内容を見直し。	意見照会結果をふまえて要件修正
1.共通	1.4.データ管理機能		連絡先管理		1.4.5.	<p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡先備考(連絡優先順や連絡先の付帯情報等) <p>※3 電話番号は対象者ごとに複数管理が可能であること ※4 対象者の連絡先情報を事業単位(被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等)で管理できること。 ※5 連絡先情報は組織単位で公開範囲を指定できること ※3 履歴管理できること</p>	標準オプション機能	<p>連絡先は固定電話、携帯、緊急連絡先等複数の管理が必要とのご意見を受け、電話番号の複数管理機能を追加。</p> <p>国保側の要件を踏まえ、連絡先の公開範囲を指定できる要件を追加。</p>	意見照会結果をふまえて要件修正
1.共通	1.4.データ管理機能		口座情報管理		1.4.6.	<p>対象者の口座情報を登録・修正・削除・照会できること。 公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無(公金口座区分)を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座利用区分(振込・引落) 金融機関種別 (ゆうちょ銀行以外、ゆうちょ銀行) 金融機関コード 支店コード 店舗番号 口座種別 口座番号 口座名義人カナ 口座名義人漢字 口座有効期間開始日 口座有効期間終了日 公金口座区分(対象口座が公金口座かどうか) 納付方法(全期前納、期別) 相続人区分 <p>等</p>	実装必須機能	<p>デジタル庁の方針に従い、公金受取口座に関する要件を記載した。</p> <p>被保険者が選択した納付方法「前期全納」「期別」の管理が必要とのご意見を受け、修正。</p> <p>管理している口座が本人口座なのか、相続人口座なのかを管理できる項目が必要とのご意見を受け、管理項目へ「相続人区分」を追加。</p> <p>口座変更等があった場合、振替口座が不明になることを避けるため履歴管理ができることが必要であるとのご意見を受け、追加。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をふまえて要件修正</p>

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
						※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外 ※2 履歴管理できること			
1.共通	1.4.データ管理機能		口座情報管理		1.4.6.	<p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p> <p>【管理項目】 ・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号 ・更正日</p>	標準オプション機能	<p>後期高齢における要件として、公金受取口座情報の取得が必要となる事務が還付のみとなることから、情報照会の機能自体を後期高齢支援システムに設けることは必須ではないとの検討会での議論も踏まえて標準オプションとしている。都度、照会が必須となり、「自動」が全業務で必須とされる場合は、本件を必須とする。</p> <p>ゆうちょ銀行記号・番号などについては広域標準システムも当該項目の入力を前提とした機能とはしていないことも踏まえ、実装必須とはしていない。</p>	
1.共通	1.4.データ管理機能		口座情報管理		1.4.6.	取得した公金受取口座情報を、他システム(公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。)に提供できること。	実装不可機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.4.データ管理機能		金融機関統廃合対応		1.4.7.	<p>統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、登録済みの口座で該当するデータが存在する場合、統廃合後の状態に一括で更新できること。</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外</p>	実装必須機能		事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
1.共通	1.4.データ管理機能		金融機関統廃合対応		1.4.7.	※2 金融機関の統廃合や支店の廃止等により使用できない口座情報が登録されている対象者を確認できること	標準オプション機能		
1.共通	1.4.データ管理機能		世帯情報管理		1.4.8.	<p>対象者(転出者・住登外者も含む)の世帯情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・世帯番号 ・宛名番号(世帯主、世帯員)等</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外 ※2 世帯員の住民記録情報・住民税情報等は、被保険者と同様に管理する場合や他システムを参照し表示することで保持までしない場合等を含め、結び付けができること。</p>	実装必須機能		事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
1.共通	1.4.データ管理機能		特記事項(メモ情報)管理		1.4.9.	<p>対象者に関する特記事項を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・業務区分 (被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等) ・特記区分(相談記録、メモ情報等) ・有効期間開始日 ・有効期間終了日 ・特記事項等</p>	実装必須機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.4.データ管理機能		支援措置対象者情報登録		1.4.10.	<p>支援措置対象者における特別事情(DV等)に関する情報支援措置対象者情報を登録・修正・削除・照会できること。 また、該当する対象者に対して、以下の操作を行う場合は、注意喚起を表示する等、必要な配慮ができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援措置対象者の住所を表示する ・支援措置対象者の電話番号を表示する ・支援措置対象者に帳票を出力する <p>支援措置対象者が、帳票の一括発行における出力対象となった場合は、帳票の出力対象外とし出力対象外とした旨が一覧として確認できる等、必要な配慮ができること。</p> <p>【管理項目】 デジタル庁が規定する連携要件において住民記録システムから連携される情報を基本とする。 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。</p> <p>※1 住民記録システム(宛名システム)等を参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 住民記録システム(宛名システム)等を参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外</p> <p>※2 支援措置対象者情報について、住民記録情報の連携により登録された情報と、後期高齢支援システムにて登録した情報を区別して管理できること。</p>	実装必須機能	<p>左記の支援措置対象者に対する機能要件については、広域標準システムで実装している機能を要件としている(市町村支援システムとの機能差異がなく、支援措置対象者に対して統一した対応となることを意図している)。 そのため、介護保険においては住所を非表示にするなどの要件の記載があるが、広域標準システムで実装していないことから、当該機能は要件としていない。</p> <p>宛名管理システムは独自施策システムとして規定されたため、記載を削除。</p> <p>支援措置対象者情報についてはどの業務においても注意を払わなければならない事項であるとのご意見受け、実装必須機能へ修正。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果ふまえて要件修正</p>
1.共通	1.4.データ管理機能		支援措置対象者情報登録		1.4.10.	<p>支援措置対象者として登録された対象者について、帳票の一括発行における出力対象となった場合、以下のいずれかの対応が可能となっていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該対象者について帳票の出力対象外とし、出力対象外とした旨が一覧として確認できるようにし、その後、個別に出力可能となっていること。 ・帳票の出力順で支援措置対象者を束分けし、確認が容易となるようにすること。 	標準オプション機能		<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p>
1.共通	1.4.データ管理機能		公示送達管理		1.4.11.	<p>通知書の返戻に伴う公示送達対象者情報が登録・修正・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送達物名称 → 文書番号 ・発行日 → 送達日 ・公示対象区分 → 公示日 ・公示終了日 → 送付先名 ・送付先郵便番号 → 送付先住所 ・送付先方書等 <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。</p>	実装必須機能	<p>公示送達について、高齢者の医療の確保に関する法律第百二十二条にて規定している。</p> <p>意見照会回答等を受けて、公示送達管理機能及び、居所不明者への対応に関して、各業務の機能管理に移したため、ここからは削除。(3.1.9～3.1.11、5.2.7～5.2.9に再規定)</p>	
1.共通	1.4.データ管理機能		各情報照会管理		1.4.12.	<p>後期高齢支援システムで管理する情報について、各画面にて確認できること。</p> <p>【主な情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格情報 ・送付先情報 ・特記事項情報 ・特別事情(DV支援措置対象者情報等)に関する情報 ・保険料収滞納情報等 <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。</p>	実装必須機能		<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p>

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.4.データ管理機能		住登外者個人番号管理		1.4.13.	住登外者の個人番号(マイナンバー)を照会できること。 ※1 他システムを参照し表示している場合、個人番号の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。	実装必須機能		事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
1.共通	1.4.データ管理機能		住登外者個人番号管理		1.4.13.	必要に応じて、登録・修正・削除できること。	標準オプション機能		
1.共通	1.4.データ管理機能		個人番号照会		1.4.14.	各台帳画面等で対象者を特定した際、処理状況等により個人番号を確認できること。 ※1 番号法別表第一の要件を満たす個人番号の確認ができること。 ※2 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと。 ※3 所属や職員により利用権限設定できること。	実装必須機能		
1.共通	1.5.台帳管理機能		対象者検索		1.5.1.	対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、通称名カナ、通称名氏名、生年月日、宛番号、個人番号、住所等で検索できること。 ※1 個人番号での検索は番号法別表第一の要件を満たす台帳画面のみで利用できること ※2 個人番号での検索は所属や職員により設定された権限設定にならうこと。	実装必須機能	個人番号での検索は番号法別表に基づく事務となるが、後期高齢支援システムでは、公金口座に関する受付登録において個人番号を使用することを想定して記載している。	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.5.台帳管理機能		対象者検索		1.5.1.	対象者の検索において、世帯番号、電話番号で検索できること。 ※3 検索時に利用する項目として、住民記録情報や被保険者資格情報(合併前後や政令指定都市の区間異動前後)が利用できること。	標準オプション機能		
1.共通	1.5.台帳管理機能		あいまい検索 検索文字入力		1.5.2.	氏名漢字、カナ氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。 ※ 住民記録システム標準仕様書「検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も包含した検索ができること」を除いた部分を対象とする。	実装必須機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.5.台帳管理機能		検索履歴管理		1.5.3.	対象者を検索する際、直近で使用した被保険者番号等を再入力せずに継続利用できること。	実装必須機能 標準オプション機能	多数の自治体から同意見があったことを受け、実装必須に変更。	
1.共通	1.5.台帳管理機能		画面チェック機能		1.5.4.	必須入力項目を容易に判別でき、誤入力防止として保存前にチェックし、エラーや警告等のメッセージを表示できること。	実装必須機能		
1.共通	1.5.台帳管理機能		検索上限管理		1.5.5.	各業務の一覧画面において、一覧表示できる上限を超えるデータを取得する検索条件が設定された場合は、エラーとして検索条件の再設定を促す仕組みにすること。 ※ 検索前に表示件数を指定できる等により、検索結果を分割して表示できるような仕組みを含む。	実装必須機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.1.	EUC機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 データソース(どのデータ項目を対象とするか)は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト(後期高齢支援システム)」に規定するデータ項目とする。	実装必須機能	EUC機能において、画面での表示やCSVデータ出力等の表示・出力方法を限定するものではない。実現方法はシステム(事業者)による創意工夫の範疇と考えている。 EUC機能については、デジタル庁の方針に従い、実装必須機能として左記のとおり要件とした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.2.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・抽出条件は、各事業にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意に指定できること。	標準オプション機能	当該要件は、デジタル庁が規定する要件内で規定されていないが、業務上必要と考えられる要件を規定している。	デジタル庁より示された機能IDの管理方針に従い、機能の単位を見直し(1.6.2~1.6.11.)
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.3.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・抽出する際は、一般的な演算子(and/or等)に対応していること。	標準オプション機能	今後の意見照会で共通要件として規定されたら削除予定。	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.4.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。	標準オプション機能		
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.5.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・外字は正しく表示できること。	標準オプション機能	外字は原則、なくす方針とされているため、当該機能は不要ではという意見を受けて要件から削除	
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.6.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・支援措置対象者が含まれている場合は気づけること。	標準オプション機能		
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.7.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・表示(出力)する履歴は、抽出条件の該当履歴等、任意に指定できること。	標準オプション機能		
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.8.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・表示(出力)する履歴は、最新履歴、全履歴について指定できること。	標準オプション機能		
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.9.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・宛名領域に対して文字溢れしている場合や、未登録外字者が含まれている場合に気づけること。	標準オプション機能		
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.10.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・政令指定都市の場合は、市全体と構成区ごとに抽出や表示(出力)ができること。	標準オプション機能		
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		1.6.11.	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・一覧におけるEUC機能の1つとして、抽出したデータの集計機能を保有していること。	標準オプション機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		宛名シール、文書作成		1.7.1.	出力対象として指定した被保険者番号を入力条件とし、指定した条件に該当する対象者の宛名ラベル、または窓あき封筒に対応した宛名シートを出力できること。 出力対象として指定した被保険者番号を入力条件とし、一括および個別で通知書印刷用帳票を出力できること。 出力対象として指定した被保険者番号を入力条件とし、条件に該当する対象者に一括で窓あき封筒に対応した宛名シールを出力できること。 <通知書印刷用帳票> ■帳票詳細要件シート:共通-01■ <宛名シール> ※窓あき封筒に対応した宛名シール ■帳票詳細要件シート:共通-02■ ※ 出力する情報は対象者の送付先に対応すること。 ※ 使用する送付先についての送付先利用区分のものを使用するかはパラメタなどで選択できること。	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。 通知書印刷用帳票は一括で発行することもあれば個別印刷を行うことも想定されるため、両方を対象とし、宛名シートは、出力対象として指定した被保険者番号を条件として一括出力することを想定しているため一括出力とした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.7.帳票出力機能		カスタマーバーコード出力		1.7.2.	宛名を印字する帳票において、宛名情報からカスタマーバーコードが出力できること。	実装必須機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.7.帳票出力機能		電子公印出力		1.7.3.	通知書等において、電子公印に対応していること。 なお、電子公印は複数管理でき、必要に応じて切り替えができること。 通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票毎に公印の種類及び印影もしくは“(公印省略)”といった文言を管理できること。 ※1 通知書等の帳票単位に管理できること ※2 電子公印の出力有無も管理できること ※3 職務代理者の公印も管理できること	実装必須機能	電子公印については専用紙にプレ印刷されるケースがあるため、出力有無そのものを選択可能である旨、明記。押印廃止の流れを受け、「公印省略」の記載についても可能としたいというご意見を踏まえ、要件を追加。	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		首長・職務代理人出力		1.7.4.	通知書等において、管理している首長や職務代理人等を印字できること。 ※1 首長名や職務代理人名の出力有無も管理できること	実装必須機能	電子公印と同様にプレ印字された帳票に対応するため出力有無を可能としている。	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		広域連合長・職務代理人出力		1.7.5.	通知書等の出力において、管理している広域連合長や職務代理人等を印字できること。 ※1 広域連合長名や職務代理人名の出力有無も管理できること	実装必須機能	保険料決定通知書に広域連合長の印を打つため。	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		通称名出力		1.7.6.	通知書等において、管理している通称名が対象者氏名として出力できること(通称名の管理対象は外国人) →	実装必須機能	意見照会結果を踏まえ、日本人についても通称名の管理対象としたことを受け、外国人の記載を削除。	
1.共通	1.7.帳票出力機能		口座番号マスク機能		1.7.7.	通知書等の外部帳票に口座情報(口座番号)を印字する場合は、アスタリスク等を印字できること。	実装必須機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		口座番号マスク機能		1.7.7.	※1 口座番号をアスタリスク等で伏せる場合、開始位置と桁数を指定し伏せる箇所を設定できること	標準オプション機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		文書番号出力		1.7.8.	文書番号を伴う通知書の出力時は、前後の記号文字も含めて文書番号を印字できること。 ※1 文書番号未入力時は、文書番号の前後の記号文字も含めて印字しないこと。 ※2 文書番号の前後の記号文字は、帳票ごとにパラメタ等で設定できること。	実装必須機能	文章番号を運用していないという多数自治体の意見を踏まえ、実装必須機能に変更	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		文書番号出力		1.7.8.	※1 文書番号未入力時は、文書番号の前後の記号文字も含めて印字しないこと。 ※2 文書番号の前後の記号文字は、帳票ごとにパラメタ等で設定できること。 ※3 文書番号は文書番号記号ごとの年度ごとに自動付番できること。 ※4 自動付番の利用有無をパラメタ等で設定できること。 ※5 自動付番した番号は画面表示させ修正できること。 ※6 文書番号未入力であっても文書番号の前後の記号文字のみを印字するか否かを設定でき、「有」が設定されている場合は、実装必須機能の※1より優先して、文書番号の前後の記号文字を印字すること	標準オプション機能		意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		通知書発行日出力		1.7.9.	各種通知書等に対して発行日を設定でき、出力できること。	実装必須機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		申請書、通知書等出力(値なし)		1.7.10.	各種申請書や届出書、通知書等に対して対象者情報等を出力せず空欄のまま出力できること。	標準オプション機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		敬称付与機能		1.7.11.	帳票に出力する対象者情報に応じて、敬称を付けたり、文言を付加したり、置き換えたりできること。なお、付与する文言については設定により変更できること。 <設定例> ・個人の場合、「様」を付加 ・死亡による資格喪失者の場合、「ご家族様」「ご遺族様」の付加や置き換え	標準オプション機能 実装必須機能	死亡による資格喪失者の場合、「ご家族様」「ご遺族様」「代表承継人様」の付加や置き換え等、敬称付与機能が必要とのご意見を受け、修正。	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		印刷関連機能		1.7.11.	大量印刷については一括印刷に対応すること。また、個別にオンライン印刷が可能であること。	標準オプション機能	デジタル庁方針や意見照会結果を踏まえ、印刷機能を再定義したため、記載事削除。共通印刷要件は以下に記載。 なお、一括、個別は各帳票毎に記載。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.7.帳票出力機能		外部委託用ファイル作成印刷データ出力		1.7.12.	外部委託用に大量帳票のデータ(外字情報を含む)をCSV形式のファイルやPDFファイル等の電子データで作成できること。 帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード(カスタマーバーコードを含む。)については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	標準オプション機能 実装必須機能	作成した印刷用のファイルを外部委託業者用に成型する機能は標準化対象外	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.7.帳票出力機能		印刷データ出力		1.7.12.	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ(外字情報を含む。)について印刷イメージファイル(PDF形式等)を作成し、出力できること。	標準オプション機能	作成した印刷用のファイルを外部委託業者用に成型する機能は標準化対象外	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		1.7.13.	一括出力時の出力順は、出力する帳票のシステムからの印字項目を指定し並び替えること。 ※1 出力順は事業や帳票種類により異なるため、共通要件としては上記レベルとしている ※2 対象とする帳票は、住民等の外部帳票は必須とし、それ以外の帳票はオプションとする	実装必須機能	帳票の出力順については自治体ごとに要件が様々で帳票単位に一意な仕様とならないことから、出力項目で並び替え可能とする共通要件として規定した。	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		1.7.13.	一括出力時、以下のような山分けに必要なフラグをファイル内に持ち、出力する帳票、データを山分けできること。 ・資格喪失 ・文字切れ、外字未登録等	標準オプション機能	帳票の山分け(出力する単位をそもそも分ける)についてはも自治体ごとに様々な意見があり、一意な仕様とならないが、共通的に必要とされる要件をここに規定。ここに規定していない要件で各帳票で個別に必要な条件については、各帳票で個別に記載。(ここで記載している山分けは全ての外部帳票で優先的な山分け条件になるものとして記載している)	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		1.7.13.	一括出力時、以下のような山分けに必要なフラグをファイル内に持ち、出力する帳票、データを山分けできること。 ・支援措置対象者	標準オプション機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		1.7.13.	一括出力時、以下のような山分けに必要なフラグをファイル内に持ち、出力する帳票、データを山分けできること。 ・居所不明	標準オプション機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		1.7.13.	一括出力時、以下のような山分けに必要なフラグをファイル内に持ち、出力する帳票、データを山分けできること。 ・郵便区(市内(集配局単位)、市外)	標準オプション機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		未登録外字、文字切れ等検知機能		1.7.14.	帳票の一括出力処理やバッチ処理を行う場合、対象者の状態(資格喪失、外字未登録、文字オーバー、 特殊事情支援措置対象者情報の有無等)に応じて、該当者のリストを出力できること。 ※1 作成対象とする帳票は、住民等の外部帳票は必須とし、それ以外の帳票はオプションとする ※2 作成するリストの項目は、対象者情報(氏名、住所、被保険者番号等)と対象者の状態(資格喪失、外字未登録、文字オーバー等)を必須とし、その他の項目は標準オプションとする ※3 EUC機能を利用して実装する場合は後期高齢共通「1.6 一覧管理機能」に記載のEUC機能の要件を満たすこと	実装必須機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
1.共通	1.7.帳票出力機能		一括処理時一覧出力機能		1.7.15.	各種一括処理(データ取込、データ出力、帳票出力)を実行した場合、処理対象データを一覧等で出力できること。 ※1 住民向け帳票を一括出力する場合、送付先を含む対象者のリストを一覧等で出力できること。	実装必須機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		一括処理時一覧出力機能		1.7.15.	※2 住民向け帳票を一括出力する場合、集配局を含む対象者のリストを一覧等で出力できること。	標準オプション機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.7.帳票出力機能		オンライン帳票出力		1.7.16.	画面より帳票を出力する機能において、出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票が一覧形式で表示され、出力する帳票を指定できること。 ※1 オンライン操作により、対象帳票を選択可能な場合は、出力可能な帳票について、一覧形式での表示は不要	標準オプション機能 実装必須機能	出力可能な帳票が複数存在する場合の業務効率に関するご意見を受け、実装必須に変更。	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票プレビュー機能		1.7.17.	各種帳票を出力する前に帳票の出カイメージをプレビュー表示し確認できること。	実装必須機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票発行履歴管理		1.7.18.	住民等の外部帳票の発行履歴を管理できること。 ※1 帳票のプレビュー表示では発行履歴は作成せず、紙やデータで出力した場合のみ作成すること ※2 発行履歴の管理対象として、住民等の外部帳票は必須とする 【管理項目】 ・帳票名 ・発行日 ・発行時刻 ・帳票作成者 ・無効ステータス	実装必須機能	帳票を発行しても発送しない場合があり、未発効情報の管理が必要とのご意見を受け「無効ステータス」を追加。(データ自体を削除可能とすることは改ざんにつながるため)	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票発行履歴管理		1.7.18.	一覧等内部帳票の発行履歴を管理できること。	標準オプション機能	外部帳票以外の帳票についても履歴管理が必要とのご意見を受け、追加。	意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票再発行機能		1.7.19.	出力済の帳票を発行履歴から指定し、出力した時点の帳票と同じ内容で再出力できること。	実装必須機能		
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票再発行機能		1.7.19.	再出力する帳票のうち、一括で出力した帳票の場合は、作成した時に設定された帳票に関するパラメタ情報(出力対象期間や出力内容等に関する設定)を確認できること。 ※1 帳票で複数名分を出力した帳票の場合、再出力の対象者を特定できること。	標準オプション機能		
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市個別要件		1.8.1.	区間異動に伴う宛名情報の異動に対応できること。	標準オプション機能	政令指定都市固有の要件は、実装オプションとしている。	
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市個別要件		1.8.2.	各業務にて申請や届出は被保険者資格の管理区でのみ登録できること。 ただし、管理区以外でも照会はできること。	標準オプション機能		
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市個別要件		1.8.3.	各業務にて処理中に区間異動した対象者の情報に対して、業務に応じて該当情報を処理すべき区で処理できること。	標準オプション機能		
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市個別要件		1.8.4.	通知書や出力する区の情報や公印、文書番号等について、被保険者の居住区や申請した区等を踏まえて出力できること。 ※1 市長名で印字するか、区長名で印字するかを選択できること	標準オプション機能		意見照会結果ふまえて要件修正
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市個別要件		1.8.5.	各業務で使用するリストや帳票等については、市と管理区単位に出力できること。	標準オプション機能		
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市個別要件		1.8.6.	EUC機能を用いたデータ出力や集計機能について、市全体と管理区ごとの情報を作成ができること。	標準オプション機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
1.共通	1.8.政令 個別要件		指定都市 個別要件		1.8.7.	市と管理区の保険者情報をそれぞれ管理し、処理制御や利用権限等を設定できること。 ※1 区を指定して検索(検索権限)もできること	標準オプ ション機 能		意見照会結果ふまえて要件修正
2.被保険者資格									
2.被保 険者資 格	2.1.住民 情報異 動等に 伴う資 格異動		住記異動 情報登録		2.1.1.	住民記録システムに、住民情報異動等による資格異動に伴い、住記情報を、照会できること。 住民記録システムから連携される照会した住記異動情報(外国人を含む)等を基に、住民記録情報の異動更新(登録・照会・修正・削除)を行えること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※1 異動更新は基本的に自動一括での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 「住民記録システムから連携される」は、住民記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携への照会を含む ※2 データの参照、取り込み(サブセット化)は問わず、後期高齢支援システムで利用できること ※3 他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。	実装必須 機能	管理項目は、デジタル庁による連携要件で規定されることとなる。 原則、最低限必要な項目として広域標準システムに連携する項目を管理上、必須とすると記載している。(データ連携要件の内容に応じて記載は今後、見直しされる) 共通基盤からデータを取得する場合のインタフェース改修については、標準化対象外。 庁内連携においては、「情報を照会する」という記載に統一するという指針が示されたため。 宛名管理システムという記載は独自施策システムとして規定されたため、削除。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
2.被保 険者資 格	2.1.住民 情報異 動等に 伴う資 格異動		住記異動 情報登録		2.1.1.	※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。 ※4 個人番号(マイナンバー)も併せて異動更新を行えること。	標準オプ ション機 能	意見照会結果より、異動更新(登録・照会・修正・削除)機能は一括・個別ともに実装必須とする。 なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
2.被保 険者資 格	2.1.住民 情報異 動等に 伴う資 格異動		個人番号 情報登録		2.1.2.	住民記録システムに、住民情報異動等による資格異動に伴い、個人番号情報を、照会できること。 照会した情報を基に、個人番号情報の異動更新(登録・照会・修正・削除)を行えること。 【管理項目】 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※1 異動更新は一括での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 共通基盤等への照会を含む。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。	実装必須 機能	デジタル庁より示された連携要件に従い、住民異動等による資格異動に伴う個人番号情報の照会について、要件を追加した。 削除の要件は住記と同様。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
2.被保 険者資 格	2.1.住民 情報異 動等に 伴う資 格異動		住記異動 対象者確 認		2.1.3.	住記異動情報を一覧等で確認(履歴を含む)できること。	標準オプ ション機 能		
2.被保 険者資 格	2.1.住民 情報異 動等に 伴う資 格異動		年齢到達 者等把握		2.1.4.	住民記録情報を基に年齢到達者等を把握できること。	実装必須 機能		
2.被保 険者資 格	2.1.住民 情報異 動等に 伴う資 格異動		年齢到達 者等把握		2-1-9.	※1 広域連合送付を目的として、年齢到達者に対する異動更新ができること。 —送付済みの年齢到達者に対する異動の把握ができること。 ※2 異動更新は基本的に自動での更新とすること。 ※1の異動の把握は自動でできること。 ※3 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※1で把握する対象者については —システム内に異動の結果を反映できること。	標準オプ ション機 能	左記※1～3は、2.1.4.の機能要件で網羅できている(重複している)ため削除	意見照会結果をうけて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳情報作成		2.1.5.	広域連合向けの住民基本台帳情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 抽出対象 被保険者および世帯構成員の異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報(世帯単位) 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、障害認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) 上記にて送付した住民が異動した場合、その異動情報 ※2 任意の対象者(送付済みの対象者も含む)について選択し、作成することも可能であること。 ※3 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 抽出対象については、広域標準システムの要求仕様として記載されているが広域連合毎に市区町村に要求する条件が左記条件を逸脱しているケースがあるとの意見があった。広域連合における要求事項の統一が望まれる。 意見照会結果より、任意の対象者の選択、作成機能について実装必須とする。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳情報作成		2.1.5.	※1 指定した日付以降の異動全件を作成対象とすることもできること。 ※3 任意の対象者(送付済みの対象者も含む)について選択し、作成することも可能であること。 ※4 作成した対象情報を管理できること。	標準オプション機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳作成対象者確認		2.1.6.	広域連合向けの住民基本台帳情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳作成対象者確認		2.1.6.	※1 連携対象者のうち、未登録外字対象者(●で送付した対象者)について把握ができること。	標準オプション機能	原則、外字はなくなるものと規定されているが、未登録外字を送付すると広域標準システムの取込でエラーが発生する等の影響があるため、経過措置的な機能として保持したままとしている。	
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者情報登録		2.1.7.	広域連合から送付される被保険者情報(広域連合→市区町村)を基に、被保険者情報の異動更新(登録・照会・修正・削除)を行えること。 ※1 被保険者情報を管理できること。 ※2 登録は一括でできること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	意見照会結果をうけて修正
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者情報登録		2.1.7.	広域連合から送付される被保険者情報(広域連合→市区町村)を基に、被保険者情報の異動更新(削除)を行えること。	標準オプション機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。	意見照会結果をうけて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者情報作成		2.1.8.	<p>被保険者情報を作成できること。</p> <p>※1 広域連合から受領した被保険者情報をそのまま住民記録システムに引き渡してできない場合に、庁内の他基幹システムに、住民情報異動等による資格異動に伴い、後期高齢者被保険者情報を、提供できること。後期高齢支援システムで住民記録システム等に連携するための被保険者情報を作成できること。（「住民記録情報へ連携庁内の他基幹システムに提供」とは、住民記録システムとの連携のみを指しているのではなく、住民記録情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携への提供を含む）</p> <p>※2 作成は一括でできること。</p>	標準オプション機能	<p>住民記録システム標準仕様書上、被保険者の資格については連携必須とされているが、被保険者番号は取り込みについて実装不可として規定されている。</p> <p>ただし、この番号を連携不可にすると入力誤りなどにより住登外者について宛名番号が重複した場合に同一人物とみなされてしまうなどの問題が発生する可能性があるため、「被保険者番号」を実装不可項目として規定することはしていない。（住民記録システム側に連携されても取り込まれないだけと想定）</p> <p>なお、本機能はデジタル庁のデータ連携要件で住民記録システムに連携する項目が広域標準システムの連携項目と規定された場合は、不要な機能になると想定。</p> <p>広域連合から受領した被保険者情報ファイルを住民記録システムや介護保険システムにそのまま提供する前提としているため、後期高齢システムでファイルを作成する機能である本要件は標準オプション機能としている。</p> <p>宛名管理システムは独自施策システムとして規定されたため、記載を削除。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	デジタル庁の横並び方針等により修正（データ要件、連携要件による変更起因も含む）
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者情報修正		2.1.9.	<p>イレギュラーケースの対応として被保険者情報（履歴を含む）の修正が手動でできること。</p> <p>※1 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、住民記録情報の管理項目と異なる値を入力した際などに警告を促すことができること。</p>	標準オプション機能	<p>広域連合側からの連携データの取込漏れ等のイレギュラーなケースで、データ修正の要件が発生した場合の機能として規定。</p>	
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者証情報登録		2.1.10.	<p>広域連合から送付される被保険者証発行用情報（広域連合一市区町村）を取り定めること。</p> <p>※1 被保険者証発行用情報を管理できること。</p> <p>※2 取り込みは一括でできること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者番号 ・宛名番号 ・発行日 ・文章番号 ・内容 等 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</p>	標準オプション機能	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		在留資格（特定活動）確認		2.1.11.	<p>在留資格が「特定活動」の75歳以上転入者、及び、年齢到達者を一覧等で確認できること</p>	実装必須機能	<p>意見照会結果より、在留資格が「特定活動」の場合、医療目的の入国であれば、資格を取得させない。そのため、当該者を一覧に出力し、医療目的か否かの確認する対象者を抽出する機能が必要である。</p>	意見照会結果をうけて要件追加

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能		2.1.12.	住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。)を利用して付番し、管理できること。 【管理項目】 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。	実装必須機能	住登外管理については「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定されるため実装すべき機能として追加する。 なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。	デジタル庁の横並び方針等により要件追加(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		前期高齢者送付登録		2.1.13.	障害認定による後期高齢者への加入申請があった前期高齢者について、広域連合へ送付する住民情報を登録できること。	実装必須機能	意見照会結果より、65歳未満の障害認定者においても、前期高齢者として、広域連合に住民情報を送付する必要がある。	意見照会結果をうけて要件追加
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住登外情報作成		2.1.14.	後期高齢支援システムにて管理する住登外情報を抽出し、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 なお、連携する元データについては、住登外システム住登外者宛名番号管理機能から連携されるデータ、または後期高齢支援システムで登録したデータのいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「1.4.2」住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能を参照。 ※1 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に定められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正(住登外者について、業務フロー(2.1.住民情報異動等に伴う資格異動)上に示すこととしたため、「1.共通」-「1.4.データ管理機能」から「2.被保険者資格」-「2.1.住民情報異動等に伴う資格異動」への記載に見直し)
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住登外情報作成対象者確認		2.1.15.	広域連合向けの住登外情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能	住登外情報においても、住民情報と同様に広域連合に送付する情報を確認するため。	意見照会結果をうけて要件追加(2.1.13.の見直しをうけて、住登外情報についても住民基本台帳情報と同様に広域連合に送付する情報の確認について要件を定めた)
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住登外情報作成対象者確認		2.1.15.	※1 連携対象者のうち、未登録外字対象者(●で送付した対象者)について把握ができること。	標準オプション機能		
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		住所地特例者情報登録		2.1.16.	広域連合から送付される住所地特例者情報(広域連合→市区町村)を基に、住所地特例者情報の異動更新(登録・照会)を行えること。 ※1 住所地特例者情報を管理できること。 ※2 登録は一括でできること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に定められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	意見照会結果をうけて要件追加(住登外者について、業務フロー上に示すこととしたことをうけて、住所地特例情報登録についても要件を定めた)

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2.被保険者資格	2.2.被保険者証再発行		被保険者証再作成		2.2.1.	「被保険者証」「短期被保険者証」を個別に再出力できること。 ※1 広域標準システムから連携される被保険者証発行情報を一切改変せずに出力すること。 被保険者証、短期被保険者証の帳票様式については広域標準システムで出力する様式に準ずることとし、後期高齢支援システムの標準仕様書として規定は行わない。	標準オプション機能	広域連合が発行した被保険者証と異なる被保険者証を発行することはオンライン資格確認システムへの連携等で不備が発生するため、実装不可としている。 再発行は、広域標準システムにも機能があるため、機能の二重開発となるが、広域標準システムの端末が設置されていない支所などで後期高齢支援システムから再発行を実施しているようなケースを踏まえ、再発行のみを可能として定義した。 「被保険者証」「短期被保険者証」は再発行を想定していることから、個別出力とした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
2.被保険者資格	2.2.被保険者証再発行		被保険者証再作成		2.2.1.	新規に「被保険者証」「短期被保険者証」を出力できること。 ※2 広域標準システムで出力した内容を一部でも変更して発行することを指す。	実装不可機能		
3.保険料賦課									
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		保険料管理		3.1.1.	期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・期別情報(期別設定、徴収月、および普通徴収の暫定賦課の実施有無) ・4月捕捉以外の追加捕捉対象者の特別徴収開始に関する情報 (6月・8月に特別徴収候補者として抽出された対象者の特別徴収開始月について、「6月抽出は12月開始・8月抽出は翌年2月開始」か「6月抽出・8月抽出ともに翌年4月開始」か)等 ※1 登録は一括でできること。	実装必須機能	意見照会結果より、データ不整合が発生する可能性があるため、削除はオプション機能に変更。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		保険料管理		3.1.1.	期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報が削除できること。 【管理項目】 年金支給日	標準オプション機能	なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものを行う機能を意図している。	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		各種基準情報一覧確認		3.1.2.	期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		保険料情報照会		3.1.3.	対象者の特別徴収(特別徴収判定結果(特別徴収にならなかった理由を含む)を含む)に関する情報が照会できること。 対象者の特別徴収に関する情報(年金保険者から送付される特別徴収判定結果および後期高齢支援システム内で保持する特別徴収対象外とした判定内容を含む)が照会できること。	実装必須機能	意見照会結果より、「特別徴収に関する情報」が不明確であるとの指摘があったため、記載内容を修正。	意見照会結果をうけて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		所得・課税異動情報登録		3.1.4.	<p>税務システムに、保険料賦課に係る所得・課税異動情報の申請に伴い、個人住民税情報を、照会できること。 税務システム等から連携される照会した所得・課税異動情報を基に、所得・課税情報の異動更新(登録・照会・修正・削除)を行えること。</p> <p>【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。</p> <p>※1 異動更新は基本的に自動一括での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 「税務システム等から連携されるに照会」は、税務システム以外に共通基盤等との連携への照会を含む</p> <p>※2 データの参照、取り込み(サブセット化)は問わず、後期高齢支援システムで利用できること ※3 他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。</p>	実装必須機能	<p>管理項目は、デジタル庁による連携要件で規定されることとなる。 原則、最低限必要な項目として広域標準システムに連携する項目を管理上、必須とすると記載している。(データ連携要件の内容に応じて記載は今後、見直しされる)</p> <p>共通基盤からデータを取得する場合のインタフェース改修については、標準化対象外。</p> <p>標準オプション機能の【管理項目】について、意見照会にて税務システムに照会する情報以外に、保険者にて把握している無所得の対象者や非課税年金受給者などの情報を登録し、広域連合に非課税対象者として送付するための管理項目を追加。</p> <p>なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものを行う機能を意図している。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p> <p>事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)</p>
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		所得・課税異動情報登録		3.1.4.	<p>【管理項目】 申告不要区分</p> <p>※1 異動更新は基本的に自動での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 手動での更新の際、各所得入力項目間の整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。</p>	標準オプション機能		<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		所得・課税異動対象者確認		3.1.5.	<p>所得・課税異動情報の更新対象者を一覧等で確認できること。</p>	標準オプション機能		
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		広域連合送付所得・課税情報作成		3.1.6.	<p>所得・課税情報(市区町村→広域連合)を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。</p> <p>※1 抽出対象(年次) 被保険者および世帯構成員の所得異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報(世帯単位) 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、障害認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報(世帯単位)</p> <p>※2 抽出対象(月次) 上記※1に加えて、広域連合に送付済みの住民に対して所得異動が発生した場合、その所得異動情報</p> <p>※3 任意の対象者(送付済みの対象者も含む)について選択し、任意の対象年度を指定して作成することも可能であること。 ※4 作成は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。</p> <p>抽出対象については、広域標準システムの要求仕様として記載されているが広域連合毎に市区町村に要求する条件が左記条件を逸脱しているケースがあるとの意見があった。広域連合における要求事項の統一が望まれる。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		広域連合送付所得・課税情報作成		3.1.6.	<p>※5 指定した日付以降の異動全件を作成対象とすることもできること。 ※2 任意の対象者(送付済みの対象者も含む)について選択し、作成することも可能であること。 ※3 作成した対象情報を管理できること。</p>	標準オプション機能		<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		広域連合送付所得・課税対象者確認		3.1.7.	<p>広域連合向けの所得・課税情報を一覧等で確認できること。</p>	実装必須機能		
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		非課税データ作成		3.1.8.	<p>広域連合に対象者の所得・課税情報を送付する際に、既に送付済みの住記の世帯構成員で所得の未申告者がいる場合および「被保険者本人無所得区分」を登録している場合に、指定した年齢以下の未成年者および「申告不要区分」について未申告のままとするか、申告不要な対象者(非課税扱い)として送付するかを選択できること。</p>	標準オプション機能	<p>意見照会にて、未成年者が未申告の場合については通常課税し得ない者と想定されることから、非課税者として広域連合へ連携するという意見をいただき、該当の機能を標準オプション機能として追加。</p>	<p>意見照会結果をうけて要件追加</p>

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		返送情報登録		3.1.9.	<p>保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書の発送後に返送された郵便物の返送情報を登録・修正・削除できること。</p> <p>【管理項目】 ・返送日 ・返送理由(宛先不明、保管期間切れ) ・対象年度 ・通知書番号</p>	実装必須機能	<p>公示送達について、高齢者の医療の確保に関する法律第十二条にて規定している。</p> <p>公示送達管理機能及び、不現住者への対応に関して、多数ご意見を頂いたため、各業務において必要となる要件や管理項目を追加している。</p> <p>なお、業務横並びの観点で国保側の機能・要件、管理項目、実装区分を参考としている。</p>	意見照会結果をうけて要件追加
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		返送情報登録		3.1.9.	<p>保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書の発送後に返送された郵便物の返送情報を登録・修正・削除できること。</p> <p>【管理項目】 ・返送状態(郵送前、郵送済、保管期間切れ、居所確認中、不現住、送達済) ・状況区分(発送、返戻、調査中、判明、不明、公示、不能、再送、留置き)</p>	標準オプション機能	<p>システム共通機能として不現住は管理しないとしているが、公示送達用の管理項目として不現住は選択できるようにしている。</p>	意見照会結果をうけて要件追加
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		返送分納入通知書一覧作成		3.1.10.	<p>返送情報から、保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書が返送されている対象者を一覧で出力できること。</p>	標準オプション機能		意見照会結果をうけて要件追加
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		納期限一括変更		3.1.11.	<p>保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書が返送されている対象者の内、指定した対象者について、賦課の期別納期限を変更できること。</p>	実装必須機能		意見照会結果をうけて要件追加
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		納期限一括変更		3.1.11.	<p>保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書が返送されている対象者の内、指定した対象者について、賦課の期別納期限を変更できること。</p> <p>※1 一括で変更できること</p>	標準オプション機能		意見照会結果をうけて要件追加
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		保険料情報登録		3.2.1.	<p>広域連合から送付される保険料情報(広域連合→市区町村)を基に、保険料情報の登録・更新・取消を行えること。登録した情報について照会・修正・削除を行えること。</p> <p>※1 保険料情報を管理できること。 ※2 登録・更新は一括でできること。</p> <p>【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</p>	標準オプション機能	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に纏められている。</p> <p>暫定賦課関連の機能は実施ユーザが少ないことを踏まえ、標準オプションとした。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		保険料情報更新対象者確認		3.2.2.	<p>保険料情報(広域連合→市区町村)の更新対象者を一覧等で確認できること。</p>	標準オプション機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		期割額算定		3.2.3.	<p>賦課期日時点での資格保有者を対象に、暫定賦課の対象者を抽出し、暫定賦課に伴う期割額を計算し登録できること。また、その結果について修正、照会、削除ができること。暫定賦課に伴う期割の登録・照会・修正・削除ができること。</p> <p>※1 普通徴収者は、前年度の確定保険料額等を基に、暫定賦課が行えること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・相当年度※1 ・賦課管理番号 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法 ・決定年月日、決定理由 ・期割情報(期別、普通徴収額、納期限) 等 <p>※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。</p> <p>——相当年度-保険料賦課の対象となる年度</p> <p>※1 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。</p> <p>※2 登録は一括でできること。</p>	標準オプション機能	<p>意見照会結果より、暫定賦課の期割額について登録等ができることを明記する。(保険料は広域連合にて算定するため)</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		通知書・納付書作成		3.2.4.	<p>期割処理の行われた対象者について、一括および個別で「暫定保険料額決定通知書 兼 納入通知書」、「納付書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート:賦課-02■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-05■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-06■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-07■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-08■</p> <p>※1 各種通知書、納付書の発行一覧を出力できること。 ※2 納入通知書について、以下の山分けができること。 ・納付方法(普徴(自主)、普徴(口座))単位 ・被保険者単位 ・相当年度単位 ※3 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.(※2～※5)の記載と同様。</p>	標準オプション機能	<p>デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。</p> <p>意見照会結果より、納付書については宛名が不要な場合もある(納入通知書と同封する場合)との意見を踏まえ、宛名があるもの、ないものを規定した。</p> <p>また、業務横並びの観点で国保側でカク公ベースとマル公ベースの帳票を作成しているため、同様に様式を設けた。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		広域連合送付期割結果情報作成		3.2.5.	<p>広域連合向けの期割結果情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。</p> <p>※1 期割情報(市区町村→広域連合)を作成すること。 ※2 作成した対象情報を管理できること。 ※2 作成は一括でできること。</p>	標準オプション機能	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に織められている。</p> <p>広域連合送付用の累積情報管理がデータ要件で規定されたことで作成した対象者の情報を管理できることを要件として明記した。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p>
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		広域連合送付期割対象者確認		3.2.6.	<p>広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。</p>	標準オプション機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		対象者確認・対象範囲設定		3.3.1.	<p>特別徴収者で仮徴収額の平準化(増額・減額)の必要な者を抽出し、仮徴収額平準化の更新の対象とすることができる。</p> <p>※1 仮徴収額の平準化の対象は「6月および8月の徴収額」と「8月の徴収額」の2通りの運用から選択できること。 ※2 特別徴収の仮徴収額の平準化を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。 ※3 仮徴収額の平準化時の期別保険料額算出方法について、型1、型2のどちらで算出するか選択できること。 ・型1:6月から翌年2月までの徴収額が同一となるように設定する。 ・型2:10月以降の徴収額が平準化されるように設定する。 ※4 更新は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>仮徴収額変更における介護保険との1/2チェックは厚生労働省ホームページにて公開されている資料(介護・国保・後期高齢者保険料(税)の特別徴収)内に「※ 仮徴収額変更の際は、1/2判定は行いません。」と記載があることより、実装不可とした。 <資料掲載先> 厚生労働省ホームページ『介護保険、国保健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)の特別徴収関係資料(確定版)について』 https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoso/iryous/eido01/05.html ↳『介護・国保・後期高齢者保険料(税)の特別徴収』 https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoso/iryous/eido01/pdf/05-1d.pdf</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		対象者確認・対象範囲設定		3.3.1.	<p>※5 後期高齢者医療保険と介護保険の特別徴収額の合計が年金受給額を超える場合、および1/2を超える場合は一覧で確認できること。なお、介護保険の仮徴収額変更結果を取り込んだ場合は、その変更後の内容を加味して1/2判定を行うこと。</p>	実装不可機能		
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		仮徴収額変更(平準化)		3.3.2.	<p>個人単位で仮徴収額の平準化の登録・照会ができること。 「対象者確認・対象範囲設定」で抽出した対象者について仮徴収額平準化の登録ができること、また、登録した内容が照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・相当年度※2、賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法※3、特別徴収義務者※3、特別徴収対象年金※3 ・変更年月日、変更理由 ・期別保険料額※3(期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限) ・仮徴収変更後期割額等</p> <p>※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ―相当年度-保険料賦課の対象となる年度 ―賦課年度-保険料の賦課決定をした年度 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 登録は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>意見照会結果より、仮徴収額平準化の記載を見直し。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		仮徴収額変更(平準化)		3.3.2.	<p>個人単位で仮徴収額の平準化の修正・削除ができること。</p> <p>※4 賦課更正前と賦課更正後の情報を保持。</p>	標準オプション機能		
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		仮徴収額変更通知作成		3.3.3.	<p>以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収各種異動情報(仮徴収額変更通知)</p> <p>【管理項目】 ・国保連合会とのインタフェースに準拠</p> <p>※1 作成は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p>

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		仮徴収額変更通知確認		3.3.4.	後期特別徴収各種異動情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		納入通知書作成		3.3.5.	賦課処理の行われた対象者について、一括および個別で「保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 保険料額決定(変更)通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額(仮徴収)変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:賦課-01■	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		納入通知書作成		3.3.5.	※1 通知書の発行一覧を出力できること。	標準オプション機能		
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		広域連合送付期割結果情報作成		3.3.6.	広域連合向けの期割結果情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 期割情報(市区町村→広域連合)を作成すること。 ※2 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		広域連合送付期割結果情報作成		3.3.6.	※2 作成した対象情報を管理できること。	標準オプション機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		広域連合送付期割対象者確認		3.3.7.	広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料情報登録		3.4.1.	広域連合から送付される保険料情報(広域連合→市区町村)を基に、保険料情報の更新(登録・照会)を行うこと。 ※1 保険料情報を管理できること。 ※2 登録は一括でできること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料情報登録		3.4.1.	広域連合から送付される保険料情報(広域連合→市区町村)を基に、保険料情報の更新(修正・削除)を行うこと。	標準オプション機能		
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料情報更新対象者確認		3.4.2.	保険料情報(広域連合→市区町村)の更新対象者を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収対象者情報登録		3.4.3.	国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を登録・照会できること。 ・後期特別徴収対象者情報 ※1 登録は一括でできること。 【管理項目】 ・国保連合会とのインターフェースに準拠	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収依頼通知(介護保険)情報(制度間インタフェース)登録 介護特別徴収対象者拡張情報(制度間IF)登録		3.4.4.	介護保険システムから保険料賦課に伴い、連携される介護特別徴収対象者拡張情報(制度間IF)情報を登録・登録後の内容を照会できること。 後期高齢支援システムにて特別徴収依頼処理を行うため、介護保険担当課から受領した以下の特別徴収依頼に関する情報を登録・照会できること。 ・特別徴収依頼通知(介護保険)情報(制度間インタフェース) 【管理項目】 ・制度間インタフェース(※1)に準拠 ※1 平成18年12月4日に提示した「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書(案)(社会保険庁―国保中央会間)」のインタフェース仕様に、市町村内の制度間における情報交換仕様としての項目を追加したもの。 ※2 登録は一括でできること。	実装必須機能	システムによって、以下の2つの取込を前提としているシステムがあったが、データ項目としては、制度間インタフェースのみで事足りるため、運用統一のために制度間インタフェースのみを機能要件として記載している。 ・介護特別徴収依頼情報 ・特別徴収依頼通知(介護保険)情報(制度間インタフェース) ・介護特別徴収対象者拡張情報(制度間IF) デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) (また、デジタル庁連携要件に従い、連携される情報の名称を「介護特別徴収対象者拡張情報(制度間IF)」に修正した。)
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収対象者把握		3.4.5.	特別徴収対象者情報、特別徴収依頼通知(介護保険)情報(制度間インタフェース)介護特別徴収対象者拡張情報(制度間IF)と、システムで管理している被保険者情報を突合・紐付けし、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。 ※1 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。 ※2 個別に紐付けの解除ができること。 ※3 突合・紐付けは一括でできること。	実装必須機能	意見照会結果より、手動での紐づけを可能とした場合、誤った紐づけを行なわれた時に解除の機能は必要となるため、実装必須という意見をいただいた。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	意見照会結果をうけて修正 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収対象者把握		3.4.5.	※2 個別に紐付けの解除ができること。	標準オプション機能	意見照会結果より、手動での紐づけを可能とした場合、誤った紐づけを行なわれた時に解除の機能は必要となるため、実装必須という意見をいただいた。	意見照会結果をうけて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		期割額算定		3.4.6.	<p>確定賦課に伴い期割額を計算し登録できること。また、その結果について修正、照会、削除ができること。 伴う期割の登録・照会・削除ができること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・相当年度※2 ・賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収対象年金 ・決定年月日、決定理由 ・賦課決定通知書発送年月日 ・期別保険料額(期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限) ・賦課管理番号 等</p> <p>※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ・相当年度:保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度:保険料の賦課決定をした年度 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 特別徴収対象とならなかった者、および納付方法変更の認定者は、普通徴収者としてできること。 ※4 4月以前に資格喪失し、広域連合から保険料情報が送付されなかった被保険者について、市区町村別保険料額を0円に更正することができること。 ※5 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。 ※6 特別徴収者は、当年度最終徴収期別保険料をもとに、翌年度仮徴収を行う期間(4月、6月、8月)の保険料を設定できること。 ※7 登録は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>意見照会結果より、期割計算結果の修正は必要であると意見を頂いた。また、※5は誤登録を防止するために必要となるため、実装必須という意見を頂いた。</p> <p>※6は他業務に合わせて、期割額算定に必要な機能とする。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p> <p>なお、ここでいう「削除」は期割を行った場合に意図した結果にならなかった等の理由で履歴を残さず、削除する機能を意図している。ただし、広域連合に連携済みのデータについては「修正」する必要があるため、削除ではなく「修正」となる。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		期割額算定		3.4.6.	<p>確定賦課に伴う期割の修正ができること。 ※5 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。</p>	標準オプション機能	<p>意見照会結果より、※5は誤登録を防止するために必要となるため、実装必須という意見を頂いた。</p>	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収依頼情報作成		3.4.7.	<p>以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収依頼情報(特別徴収依頼通知)</p> <p>【管理項目】(各情報共通) ・国保連合会とのインタフェースに準拠</p> <p>※1 作成は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収依頼情報確認		3.4.8.	<p>後期特別徴収依頼情報を一覧等で確認できること。</p>	実装必須機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料決定(変更)通知書兼納入通知書・納付書作成		3.4.9.	<p>期割処理の行われた対象者について、一括および個別で「保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 保険料額決定(変更)通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額(仮徴収)変更通知書、特別徴収中止通知書」、「納付書」を作成できること。</p> <p>「8月の徴収額」を指定して仮徴収額変更(平準化)を実施している場合もその内容を反映した上記の通知書を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート:賦課-01 ■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-05 ■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-06 ■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-07 ■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-08 ■</p> <p>※1 通知書について、以下の山分けができること ・納付方法(特徴、普徴(自主)、普徴(口座))単位 →被保険者単位 →相当年度単位(確定賦課の場合は不要、異動賦課の場合)</p> <p>※2 納付書については、金融機関・郵便局・コンビニで使用できる納付書を出力できること ※3 普通徴収対象者について全期前納に対応した納付書が作成できること</p>	実装必須機能	<p>デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。</p> <p>納付書について指定したJPQRのコード以外のQRコードを使用した収納方法を実現する場合、当該出力要件は標準化対象外とする。</p> <p>「地方税におけるQRコード規格に係る検討会/地方税統一QRコードの活用に係る検討会」にて地方税統一QRコードの印刷位置が検討されているが、対象は税であり、料ではないため本仕様書上、地方税統一QRコードは考慮していない。</p> <p>納付書については、各自治体ヒアリングの結果、コンビニ収納はどの自治体でもニーズがあったため、実装必須。それ以外の収納方法については、ニーズが大規模市区町村以外ではなかったことから、標準オプションとしている。</p> <p>コンビニ収納を実施していない自治体では、納付書の設定により出力項目を出力しないように設定可能と規定しているため、これにより対応を行っていただく想定。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料決定(変更)通知書兼納入通知書・納付書作成		3.4.9.	<p>※4 通知書について、以下の山分けができること ・納付方法(特徴のみ、普徴から特徴(本徴収から特徴)、特徴から普徴(仮徴収は特徴、以後普徴)、普徴(口座)、普徴(自主納付)) ・保険料減免対象者 ・被保険者単位 ・相当年度単位(確定賦課の場合は不要、異動賦課の場合)</p> <p>※5 各種通知書、納付書の発行一覧を出力できること。 ※4 普通徴収対象者について全期前納に対応した納付書が作成できること ※6 納付書については、クレジット納付、マルチペイメント、JPQRの規格に対応した請求書払い用のQRコードの規格に対応した納付書を出力できること。</p>	標準オプション機能	<p>全期前納納付書については、必須にすべきとのご意見を多数いただいたことから、実装必須機能とした。</p> <p>個別の山分け要件として意見内容を踏まえて記載、被保険者番号順、相当年度順は必須でないとの意見があり、標準オプションとしている。</p>	
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		広域連合送付期割結果情報作成		3.4.10.	<p>広域連合向けの期割結果情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。</p> <p>※1 期割情報(市区町村→広域連合)を作成すること。 ※2 作成は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p>
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		広域連合送付期割結果情報作成		3.4.10.	<p>※2 作成した対象情報を管理できること。</p>	標準オプション機能		<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p>
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		広域連合送付期割対象者確認		3.4.11.	<p>広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。</p>	実装必須機能		
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料情報登録		3.5.1.	<p>広域連合における異動賦課処理の結果、送付される保険料情報(広域連合→市区町村)を基に、保険料情報の更新(登録・照会)を行えること。</p> <p>※1 保険料情報を管理できること。 ※2 登録は一括でできること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。</p>	実装必須機能	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料情報登録		3.5.1.	<p>広域連合における異動賦課処理の結果、送付される保険料情報(広域連合→市区町村)を基に、保険料情報の更新(修正・削除)を行えること。</p>	標準オプション機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料情報更新対象者確認		3.5.2.	保険料情報（広域連合→市区町村）の更新対象者を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収追加候補者情報登録		3.5.3.	<p>国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を取り込めること。</p> <p>・後期特別徴収結果情報（特別徴収追加候補者情報）</p> <p>【管理項目】</p> <p>・国保連合会とのインターフェースに準拠</p> <p>※1 取り込みは一括でできること。</p>	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収対象者拡張（介護保険）情報（制度間インタフェース）登録 介護特別徴収対象者拡張情報（制度間IF）登録		3.5.4.	<p>介護保険システムから保険料賦課に伴い、連携される介護特別徴収対象者拡張情報（制度間IF）情報を登録・登録後の内容を照会できること。</p> <p>後期高齢支援システムにて特別徴収依頼処理を行うため、介護保険担当課から受領した以下の特別徴収依頼に関する情報を取込めること。</p> <p>・特別徴収対象者情報（介護特別徴収対象者拡張情報）</p> <p>【管理項目】</p> <p>・制度間インタフェース（※1）に準拠</p> <p>※1 平成18年12月4日に提示した「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険庁→国保中央会間）」のインタフェース仕様に、市町村内の制度間における情報交換仕様としての項目を追加したもの。</p> <p>※2 登録は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>庁内連携においては、「情報を照会する」という記載に統一するという指針が示されたため。</p> <p>デジタル庁連携要件に従い、連携される情報の名称を「介護特別徴収対象者拡張情報（制度間IF）」に修正</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	デジタル庁の横並び方針等により修正（データ要件、連携要件による変更起因も含む） （また、デジタル庁連携要件に従い、連携される情報の名称を「介護特別徴収対象者拡張情報（制度間IF）」に修正した。）
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収追加候補者把握		3.5.5.	<p>特別徴収追加候補者情報、介護特別徴収対象者拡張情報（制度間インタフェースIF）と、システムで管理している被保険者情報を突合・紐付けし、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。</p> <p>※1 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。</p> <p>※2 個別に紐付けの解除ができること。</p> <p>※3 突合・紐付けは一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>意見照会結果より、手動での紐づけを可能とした場合、誤った紐づけを行なわれた時に解除の機能は必要となるため、実装必須という意見をいただいた。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>事務局判断で見直し（誤字脱字の見直し、文言の統一等）</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収追加候補者把握		3.5.5.	※2 個別に紐付けの解除ができること。	標準オプション機能	意見照会結果より、手動での紐づけを可能とした場合、誤った紐づけを行なわれた時に解除の機能は必要となるため、実装必須という意見をいただいた。	意見照会結果をうけて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		期割額算定		3.5.6.	<p>最新の資格の取得・喪失、所得変更、生活保護異動、特別徴収依頼処理結果情報、特別徴収天引き不能、納付方法変更等を反映した保険料の即時更正に伴い期割額を計算し登録できること。また、その結果について修正、照会、削除ができること。併う期割の登録・照会・削除ができること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収対象年金 ・決定年月日、決定理由 ・賦課決定通知書発送年月日 ・期別保険料額(期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限) ・賦課管理番号 等</p> <p>※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 →相当年度:保険料賦課の対象となる年度 →賦課年度:保険料の賦課決定をした年度 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 特別徴収対象とならなかった者は、普通徴収者として調整できること。 ※4 納付方法変更として指定した対象者に適用期間が設定されている場合、適用期間までの間、普通徴収にできること。 ※5 年度途中で保険料が増額決定された場合、特別徴収分を変更することなく、増額分のみを普通徴収することができること。 ※6 併徴者について、年度途中で保険料が増額決定された場合、特別徴収分を中止することなく、普通徴収の増額更正で対応できること。 ※7 資格喪失者の現年度分の賦課更正を行い、普通徴収の徴収額が残る場合、直近の納期でまとめて徴収できること ※8 現存者の現年度分の賦課更正を行い、普通徴収の徴収額の増額が発生する場合、増額分を直近の納期から最終の納期分に加えて按分して徴収できること ※9 過年度分の賦課更正を行い、増額が発生する場合、以下のいずれかの対応ができること ・直近の納期から最終の納期までで按分して徴収する ・随時期(相当年度が同一で、相当年度の通常期の納期に該当しない期)を作成する ※10 資格喪失や適用終了時には、資格異動に伴い期割算定を行えること。 ※11 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。 ※12 特別徴収者は、当年度最終徴収期別保険料をもとに、翌年度仮徴収を行う期間(4月、6月、8月)の保険料を設定できること。また、4月からの特別徴収開始者に対しては、前年度の保険料額(年額)を基に仮徴収を行う期間(4月、6月、8月)の保険料を設定できること。 ※13 登録は一括でできること。</p>	<p>実装必須機能</p>	<p>意見照会結果より、期割計算結果の修正は必要であると意見を頂いた。</p> <p>削除の概念は、確定賦課での記載と同様。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		期割額算定		3.5.6.	<p>最新の資格の取得・喪失、所得変更、生活保護異動、特別徴収依頼処理結果情報、特別徴収天引き不能、納付方法変更等を反映した保険料の即時更正に伴う期割の修正ができること。</p> <p>※40 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。</p>	標準オプション機能	<p>意見照会結果より、※10は誤登録を防止するために必要となるため、実装必須という意見を頂いた。</p>	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収各種異動情報作成		3.5.7.	<p>以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収各種異動情報(特別徴収追加依頼通知、資格喪失等の通知、住所地特例該当者通知)</p> <p>※1 12月または2月特別徴収開始に係る特別徴収追加依頼情報を2月にまとめて国保連に送付し、4月特別徴収開始とする運用があるため、市区町村の運用に合わせて年金保険者に特別徴収追加依頼通知を作成できること。 ※2 作成は一括でできること。</p> <p>【管理項目】 ・国保連会合とのインタフェースに準拠</p>	実装必須機能	<p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p>

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収各種異動情報確認		3.5.8.	後期特別徴収各種異動情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料決定(変更)通知書兼納入通知書・納付書作成		3.5.9.	仮徴収期に特別徴収開始となる対象者に、一括および個別で「後期高齢者医療特別徴収開始通知書兼納入通知書(4、6、8月開始向け)」を作成できること。 上記以外に求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、機能ID3.4.9.と同様。 ■帳票詳細要件シート:賦課-09■	実装必須機能		事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料決定(変更)通知書兼納入通知書・納付書作成		3.5.9.	求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、機能ID3.4.9.と同様。	標準オプション機能		事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		広域連合送付期割結果情報作成		3.5.10.	求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、機能ID3.4.10.と同様。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		広域連合送付期割結果情報作成		3.5.10.	求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、3.4.10と同様。 ※1 相当年度単位で作成対象を選択できること。	標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、記載を追加。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)。 意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		広域連合送付期割対象者確認		3.5.11.	求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、機能ID3.4.11.と同様。	実装必須機能		事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		住所地特例該当者通知作成		3.5.12.	「特別徴収各種異動情報作成」にて作成する住所地特例該当者通知について、広域標準システムから連携される住所地特例情報を使用し、特別徴収の81通知(通知内容コード(81)住所地特例該当者通知)作成に使用できること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 普通徴収者を81通知作成の対象としているのは既に住所地特例者になっていることにより、81通知を送付していた対象者について減額更正などにより特徴中止とする41通知を送付した場合、年金保険者で81通知も削除され、次の年次処理で住所地特例先に00通知が連携されないケースがある。(1回目の81通知の送付期間が前年の4月～当年の3月より前の場合)この対策方法として、81通知を再度年金保険者に上記の期間中に再送することで住所地特例先で捕捉されるようになるという年金保険者の仕様を踏まえて機能要件として記載している(なお、2回目の81通知は年金保険者でエラーとはなるが捕捉の判定には使用される)	本要件については、異動賦課の際の住所地特例該当者通知作成に関する要件であることから「1.2.他システム連携」から「3.5.異動賦課」への記載に見直し。 (意見照会回答を受けて「1.2.2.住登外取込・管理」「1.2.3.広域連合送付住登外情報作成」を「2.1.住民情報異動等に伴う資格異動」への記載に見直ししたことに伴う見直し)
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		住所地特例該当者通知作成		3.5.12.	特別徴収の81通知(通知内容コード(81)住所地特例該当者通知)については、普通徴収者(*1)に対しても作成できること。 (*1):過去に特別徴収だった者が減額更正等により普通徴収になった者等 (具体的なケースは「要件作成における経緯・留意事項等」に記載) ※作成は一括でできること	実装必須機能	意見照会で制度内容を踏まえると実装必須であるという意見が多かったことを受け、実装必須に変更。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		振替口座登録		3.6.1.	機能要件は対象が振替口座であることを除き、機能ID1.2.408.口座情報取込・管理と同様	実装必須機能	項番振り直しに伴う見直し	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		振替口座登録		3.6.1.	機能要件は対象が振替口座であることを除き、1.2.10.口座情報取込・管理と同様	標準オプション機能	全期前納による口座振替については、必須にすべきとのご意見を多数いただいたことから、実装必須機能とした。	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替依頼情報作成		3.6.2.	会計部門に、保険料徴収に係る口座振替依頼データおよび、金融機関への口座振替依頼書の作成に伴い、口座振替依頼を、提供できること。 暫定賦課・確定賦課・異動賦課により賦課された保険料期割額について、保険料徴収に係る口座振替依頼データおよび、金融機関への口座振替依頼書を作成できること。 口座振替依頼データは、全銀協フォーマットで作成すること。 ※口座振替依頼書に関しては、全庁的にレイアウト等を統一している場合が多いこと等を考え、帳票詳細要件を定めないこととする。 ※作成は一括でできること ※1 他システムで振替依頼を実施している場合、本処理は対象外。 ※2 振替日が全期前納可能期間(例:1期の納期減納期限が未到来の期間であるか等))であり、登録口座の納付方法が全期前納となっている場合、全期前納金額を集計し、口座振替依頼データを作成できること。	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、何から何に連携するかの表現を修正。 地方団体の契約する指定金融機関等の仕様への編集については標準化対象外とする。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。 全期前納による口座振替については、必須にすべきとのご意見を多数いただいたことから、実装必須機能とした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替依頼情報作成		3.6.2.	※3 口座振替依頼ファイルを依頼先の金融機関ごとにファイルを分割して作成できること ※3 振替日が全期前納可能期間(例:1期の納期減が未到来の期間であるか等))であり、登録口座の納付方法が全期前納となっている場合、全期前納金額を集計し、口座振替依頼データを作成できること。	標準オプション機能	意見照会にて記載の誤りについてご指摘いただき、文言を修正。	意見照会結果をうけて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替依頼情報確認		3.6.3.	作成した口座振替依頼情報を一覧等で確認できること。 ※1 他システムで振替依頼を実施している場合、本処理は対象外。	実装必須機能		
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替開始(変更)のお知らせ出力		3.6.4.	口座振替依頼のあった対象者について、一括および個別で「口座振替開始(変更)のお知らせ」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:賦課-03■ ※1 他システムで出力を実施している場合、本処理は対象外。	標準オプション機能 実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。 意見照会結果をうけて、「口座振替開始(変更)のお知らせ」を利用している自治体が複数あったことおよび、国民健康保険システムにおける標準仕様書でも実装必須機能となっていることより、標準オプション機能から実装必須機能に変更。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.7.納付方法変更		滞納情報確認		3.7.1.	保険料徴収に係る滞納情報を照会できること。 また、保険料徴収に係る未納状況(納期限未到来分)を照会できること。 ※1 他システムで照会可能な場合は対象外。	実装必須機能	意見照会結果および未納状況(納期限未到来分)を「後期高齢者医療保険料 納付証明書」にて出力可能としていることから、照会機能についても実装必須とすべきであるため、該当箇所を標準オプション機能から実装必須機能に変更。	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.7.納付方法変更		滞納情報確認		3.7.1.	保険料徴収に係る未納状況(納期限未到来分)を照会できること。	標準オプション機能		
3.保険料賦課	3.7.納付方法変更		申出認定処理		3.7.2.	納付方法変更(申出または申出撤回)の情報を登録、修正、取消、照会できること。 【管理項目】 ・申出年月日 ・認定結果 ・相当年度 ・特徴中止期 ・適用期間等	実装必須機能	意見照会結果より、誤入力もあることから、修正・取消は必要な機能とのご意見を頂いた。 また、認定・却下するのではなくあくまで認定結果を「登録」ということで呼称を変更。削除については「取消」に相当するため記載せず。	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.7.納付方法変更		申出認定処理		3.7.2.	【管理項目】 ・届出年月日 ・認定年月日 ・届出者氏名・届出者住所・被保険者本人との続柄	標準オプション機能	意見照会結果における管理項目の追加依頼を受けて記載	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.8.減免・猶予管理		徴収猶予情報登録		3.8.1.	広域連合における徴収猶予の決定を受けて、その徴収猶予に関する決定内容を登録・修正・削除できること(延滞金計算および督促抑止に関して活用するため)。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、住所) ・相当年度※2、賦課年度※2 ・申請年月日徴収猶予申請年月日 ・決定内容(登録/取消) ・徴収猶予決定明細(期別、保険料額、徴収猶予申請日徴収猶予申請年月日、徴収猶予期限日)等 ※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 →相当年度:保険料賦課の対象となる年度 →賦課年度:保険料の賦課決定をした年度 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。	実装必須機能	なお、ここでいう「削除」は誤入力で誤った対象者に徴収猶予を登録してしまった場合等に、例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
3.保険料賦課	3.8.減免・猶予管理		徴収猶予情報登録		3.8.1.	【管理項目】 ・納付誓約決定明細(期別、保険料額、納付誓約日、納付誓約期限日)	標準オプション機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
3.保険料賦課	3.8.減免・猶予管理		納付誓約書出力		3.8.2.	徴収猶予を決定した者、および納期限までに保険料の納付が困難であると申し出て納付誓約を行った者に対し、個別に「後期高齢者医療保険料 納付誓約書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:賦課-04■ ※1 他システムで出力可能な場合は対象外。	標準オプション機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により要件追加(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
3.保険料賦課	3.9.所得把握		簡易申告書出力		3.9.1.	広域連合から送付される簡易申告書情報(広域連合→市区町村)を基に、個別に「簡易申告書」を出力できること。 簡易申告書の帳票様式については広域標準システムで出力する様式に準ずることとし、後期高齢支援システムの標準仕様書として規定は行わない。	標準オプション機能	簡易申告書については今後も紙の運用が継続となるため、後期高齢支援システムでの発行を可能としているが広域標準システムに機能があることから、標準オプションとしている。 広域連合から送付される簡易申告書情報を基にした簡易申告書出力と市区町村独自で簡易申告書出力する機能を明確に切り分けるため、要件を分割して明確化した。 前者は広域から連携される帳票データを利用する前提としたことから一括発行は定義していない。 デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。	意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.9.所得把握		簡易申告書発行		3.9.2.	「簡易申告書出力」の対象者以外にも一括および個別で「簡易申告書」を作成できること。 ※1 広域標準システムにて「簡易申告書」を出力するが、後期高齢支援システムでも出力できること。 ※1 所得未申告者(世帯員含む)を出力対象として選択できること。 ※2 住所地特例者を出力対象として選択できること。	標準オプション機能	意見照会結果をうけて、簡易申告書の出力対象を自治体側で選択できるよう出力条件を追記した。こちらは、広域から送付される前に市区町村で先行して確認するための機能の意味合いもあることから、一括、個別の両方を可能として定義している。	デジタル庁の横並び方針等により要件追加(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
3.保険料賦課	3.9.所得把握		簡易申告書発行		3.9.2.	「所得照会書」を作成できること。	実装不可機能	所得照会書は原則、情報照会により広域連合が照会することになるため、今後、不要となる機能として二重開発抑止のために実装不可とした。	

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料 料収納	4.1.保険 料収納 共通管 理		保険料納 付原簿管 理		4.1.1.	<p>保険料納付原簿への記録事項を中心とした、被保険者の保険料収納状況に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・収納状況(相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納額(保険料、督促手数料、延滞金)、未納額(保険料、督促手数料、延滞金)、納期限、収納年月日※2、過誤納金額、還付済額、還付未済額、還付年月日、充当額(保険料、督促手数料、延滞金)、充当先期別、充当年月日) ・納入方法(納付書払い/口座振替/特別徴収) ・領収年月日※2、法定納期限(普徴・特徴)、過誤納発生年月日、時効年月日、徴収方法 ・通知書番号 ・振替口座情報(金融機関名漢字名称、金融機関支店各店舗漢字名称、口座種目、口座番号、口座名義人) ・滞納繰越額等 <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。</p> <p>※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当年度:保険料賦課の対象となる年度 ・賦課年度:保険料の賦課決定をした年度 ・収納年月日:市町村に保険料が収められた年月日 ・領収年月日:被保険者が保険料を支払った年月日(<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収=年金から天引きを行った日付 収納消込(口座振替)=金融機関から引落しを行った日付 収納消込(窓口)=被保険者が保険料を支払った日付) <p>※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。</p>	実装必須 機能	<p>広域との年度集計、庁内会計との決算に必須となる項目であるとのご意見をを受けて管理項目に「滞納繰越額」を追加。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
4.保険料 料収納	4.1.保険 料収納 共通管 理		収納履歴 照会		4.1.2.	<p>指定された年度分の収納情報を管理し、完納も含めた収納履歴を照会できること。</p>	実装必須 機能		
4.保険料 料収納	4.1.保険 料収納 共通管 理		納付書再 発行		4.1.3.	<p>随時、納付書の再発行が個別にできること。 (出力対象となる納付書は、機能ID3.4.9を参照)</p> <p>※1 複数期別をまとめて、1枚の納付書として発行する合算納付書を出力できること。</p> <p>※2 期別未納額のうち、指定した金額で納付書を発行できること。</p> <p>※3 期別の本来納期限とは別に、コンビニ取扱期限、および、指定納期限を設定し、発行できること。</p> <p>※4 指定日で延滞金を計算し、計算延滞金額を初期設定して出力できること。また、督促料および延滞金は、納付書への出力有無を選択できること。</p> <p>※5 一部内入金収納の対応のために出力する納付書については、保険料、延滞金、督促料を期別保険料額によらず入力して出力できること</p>	実装必須 機能	<p>意見照会結果より、発行する納付書の金額を指定できる機能は必ず必要となる機能とのご意見を受け、一部納付の指定金額納付書、複数期の金額を合算する納付書を実装必須機能とした。</p> <p>また、納付書再発行時に指定した期限で納付書が発行できるようにする必要があるとのご意見を受け、取扱納期限(コンビニ納付ができる期限)、指定納期限の指定が可能となる機能、指定日での延滞金を自動計算し、納付書出力できる機能を要件として記載した。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	意見照会結果をうけて修正
4.保険料 料収納	4.1.保険 料収納 共通管 理		納付書再 発行		4.1.3.	<p>複数期別を一括した納付書や、各期別の一部を指定した納付書を作成できること。また、一括した納付書や一部を指定した納付書にて収納消込が行えること。</p> <p>※1 一部内入金収納の対応のために出力する納付書については、保険料、延滞金、督促料を期別保険料額によらず入力して出力できること</p>	標準オプ ション機 能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.1.保険料収納共通管理		収納消込		4.1.4.	<p>収納消込データに関して各納付チャネル(一般納付(OCR・パンチ)/口座振替/コンビニ納付)の収納データを取込、登録・修正・削除・照会ができること。 同一の期に対し、複数回の納付があった場合、複数納付データを管理し、当該期別の収納額を超過する場合、過誤納となること。</p> <p>※1 全期前納納付書、合算納付書の納付データを消込処理する場合、合算金額を期別ごとの未納額に分割し、各期に消込処理できること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名) ・収納消込情報(相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納年月日※2、納入方法(窓口納付/コンビニ納付等)、消込エラー有無、収納額(保険料、延滞金、督促手数料)、領収年月日※2)、徴収方法、口座振替不能情報(保険料、理由、取扱期限、当初の納期限、振替不能期別)に対する納入通知書の通知書番号) 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 →相当年度:保険料賦課の対象となる年度 →賦課年度:保険料の賦課決定をした年度 →収納年月日:市町村に保険料が収められた年月日 →領収年月日:被保険者が保険料を支払った年月日(特別徴収一年金から天引きを行った日付 収納消込(口座振替)→金融機関から引落しを行った日付 収納消込(窓口)→被保険者が保険料を支払った日付) ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外。 ※4 コンビニ納付を対応する場合、速報・確報情報を管理できること。 速報・確報情報を照会することができること。 速報データに対する取消データが連携された場合は、速報データを取消できること。 ※5 コンビニ収納データに対して仮消込状態として登録する場合、管理画面から本更新ができること。 → コンビニ収納速報データに対して確報データが登録された場合、一括で本更新ができること。 ※6 登録は一括でできること。 全期前納の納付データから、期別ごとの消込用データが自動一括で作成できること。</p>	実装必須機能	<p>収納機関から連携される各種収納データを収納消込が可能となる形に成型する処理については、業界内に統一標準がないことから標準化の対象外とする。</p> <p>意見照会結果を受け、全期前納納付書、合算納付書を必須要件としたことを受け、消込側にも機能を追加した。 また、コンビニ収納速報データに対する確報データの消込については画面からの登録のような表現になっていたため、一括で処理するような記載に変更を実施。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.1.保険料収納共通管理		収納消込		4.1.4.	<p>収納消込データに関して各納付チャネル(クレジットカード納付/スマートフォン納付/マルチペイメントネットワーク)の収納データを取込、登録・修正・削除・照会ができること。</p> <p>【管理項目】 ・消込エラー有無 各納付チャネルは連携される項目が業者ごとに異なることから管理項目は定めない。</p>	標準オプション機能	<p>全期全納の対応を必須にしたことで、標準オプションからの記載を削除</p>	<p>事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)</p> <p>「自動」という記載はどこまでが「自動」なのか解釈が曖昧になる懸念があるため、基本的に「一括」「個別」の記載に修正する。 (計算が「自動」で行われるなどの記載でのみ「自動」は使用する)</p>
4.保険料収納	4.1.保険料収納共通管理		収納消込(エラーチェック)		4.1.5.	<p>収納消込データにおける二重消込等のエラーチェックが行えること。</p>	実装必須機能		
4.保険料収納	4.1.保険料収納共通管理		収納消込(データチェック)		4.1.6.	<p>収納消込データにおける過不足等の確認が必要なデータのチェックが行えること。</p>	実装必須機能		
4.保険料収納	4.1.保険料収納共通管理		収納消込一覧確認		4.1.7.	<p>収納消込情報を抽出し、結果を一覧等で確認できること。</p>	実装必須機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.1.保険料収納共通管理		保険料収納情報連携		4.1.8.	住民税システムや確定申告受付システム、外部委託等に提供する保険料収納情報を作成できること。 税務システムに、保険料収納情報を、提供できること。 ※1 確定申告受付システム、外部委託等への提供を含む ※2 提供は一括でできること	実装必須機能	個人住民税の機能要件において、以下のように実装すべき機能として規定されているため。 後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取り込みできること。 なお、還付がある場合は還付後納付額を取り込むこと。 <後期高齢者医療保険情報情報> ・前年中の納付額(特別徴収分) ・前年中の納付額(普通徴収分) 連携項目については、デジタル庁が整理するデータ連携要件に基づき、機能別連携仕様(後期高齢者支援システム)の定義に準拠。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.1.保険料収納共通管理		決算書出力		4.1.9.	現年度分及び滞納繰越分の決算資料を一覧で作成できること。	標準オプション機能		
4.保険料収納	4.2.収納消込(自主納付)		収納消込結果確認		4.2.1.	保険料徴収に係る収納消込(自主納付)結果情報を照会できること。	実装必須機能		
4.保険料収納	4.2.収納消込(自主納付)		収納消込データ修正		4.2.2.	収納消込データに関して修正・削除ができること。 ※1 他システムを参照し表示している場合は修正・削除の処理は対象外。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。	実装必須機能	機能要件の※1について追記。	事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
4.保険料収納	4.2.収納消込(自主納付)		広域連合送付収納情報作成		4.2.3.	広域連合向けの収納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.2.収納消込(自主納付)		広域連合送付収納情報作成		4.2.3.	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。	標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を追加した。これに伴い、収納情報についても同様の条件を追加。	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.2.収納消込(自主納付)		広域連合送付収納対象者確認		4.2.4.	広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.3.収納消込(口座振替)		口座振替依頼結果確認		4.3.1.	保険料徴収に係る口座振替依頼結果情報を照会できること。	実装必須機能		
4.保険料収納	4.3.収納消込(口座振替)		口座振替不能通知書作成		4.3.2.	口座振替不能となった期別に対し、一括で「後期高齢者医療保険料 口座振替不能通知書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート: 収納-01 ■	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.3.収納消込(口座振替)		口座振替結果通知書出力		4.3.3.	被保険者に口座振替結果が正常であった内容を通知するための口座振替納入済通知書を出力できること。	実装不可機能	介護保険の機能・帳票要件では以下理由により実装不可となっている。 納付証明のための帳票は「4.7.納付証明書発行」として要件があり、運用上、口座振替結果の取込後に処理結果を通知する目的で通知書を発行する運用が行われていないため実装不可とする。 上記を受けて検討を行った結果、後期では、口座振替結果通知書を出力している市区町村がいたが、納付証明書の様式に期毎の収納明細が出力できるのであれば単独の帳票として存在する要件でなくても問題はないとの内容から介護と同様に実装不可とした。 実際に発送している自治体から複数ご意見があったこと、国保と横並びで振替結果通知ではなく振替結果通知兼納付額証明書として規定したため、この行は削除。	
4.保険料収納	4.3.収納消込(口座振替)		口座振替不能納付書出力		4.3.4.	口座振替不能となった期別に対し、一括および個別で口座振替不能分の納付書が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート: 賦課-05 ■ ■帳票詳細要件 シート: 賦課-06 ■ ■帳票詳細要件 シート: 賦課-07 ■ ■帳票詳細要件 シート: 賦課-08 ■ ※1 一括出力もできること ※21 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.(※2~※5)の記載と同様。	標準オプション機能 実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。 意見照会の結果、口座不能通知が作成された場合納付書を同封しなければ、対象者は連絡をしない限り納付書が手元にならない状態となり支払いができない。その場合次回の督促状を待つこととなり、納付忘れや延滞金が付いてしまう可能性があるというご意見があった。口座振替不能通知については運用を行っていない自治体(振替不能⇒即督促状)もあるとの意見もあったが、国保側で必須機能とされていることも踏まえ、実装必須に変更を行った。	デジタル庁の横並び方針等により要件追加(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
4.保険料収納	4.3.収納消込(口座振替)		口座再振替依頼		4.3.5.	預金残高不足等により口座振替不能となった期別に対し、口座再振替依頼を行えること。	標準オプション機能 実装必須機能	自治体にアリングでは、再振替依頼を行わず、督促状を送付しているという運用の方が多かったこともあり、標準オプションとしている。 口座再振替機能を活用し、年間1000万円~1500万円の収納があるなどの意見があったことや、年金は2か月に1度の振込であるため、年金の支払月にのみ支払い可能な高齢者がいる等の意見を踏まえ、実装必須に変更している。 振替不能時の対応は、督促、納付書送付、再振替依頼と統一されていないため、全ての機能をオプションとする判断もあるが、収納率向上に向けた手段という点を考慮し、双方の機能を必須とした。(なお、国保でも必須機能とされている)	意見照会結果をうけて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		広域連合送付収納情報作成		4.3.7.	広域連合向けの収納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		広域連合送付収納情報作成		4.3.7.	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。	標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を追加した。これに伴い、収納情報についても同様の条件を追加。	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		広域連合送付収納対象者確認		4.3.8.	広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		特別徴収結果情報取込		4.4.1.	国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を取り込めること。 ・後期特別徴収結果情報 ※1 取り込みは一括でできること。 【管理項目】(各情報共通) ・国保連合会とのインターフェースに準拠	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		特別徴収消込結果確認		4.4.2.	保険料徴収に係る特別徴収消込結果を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		広域連合送付収納情報作成		4.4.3.	広域連合向けの収納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		広域連合送付収納情報作成		4.4.3.	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。	標準オプション機能	意見照会結果より、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を追加した。これに伴い、収納情報についても同様の条件を追加。	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		広域連合送付収納対象者確認		4.4.4.	広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
4.保険料収納	4.5.還付・充当		過誤納情報確認		4.5.1.	還付・充当処理に繋げるために、過誤納金の発生状況(過誤納発生事由、過誤納発生年月日、過誤納金合計・内訳(期別、特別徴収保険料、普通徴収保険料、督促手数料、延滞金)等)を確認できること。	実装必須機能	意見照会結果より、確認が可能である具体的な項目を明記すべきのご意見を受け、確認可能とする主たる項目を追記した。	意見照会結果をうけて要件修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録		4.5.2.	<p>過誤納金に対する還付・充当内容および、還付金の支払いに関して登録・修正・削除・照会ができること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者※1(被保険者番号、氏名) 過誤納発生事由(賦課更正/二重納付等) 相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号 過誤納金額合計、充当金額合計、還付加算金合計、還付金額合計 過誤納金の内訳(期別、特別徴収保険料、普通徴収保険料、督促手数料、延滞金) 収納額(保険料、延滞金、督促手数料)、領収年月日※2、過誤納金額、年金返納額) 還付(還付済額、還付未済額、還付加算金) 充当情報(相当年度※2、賦課年度※2、充当先期別、充当金額(保険料、督促手数料、延滞金)、充当処理年月日) 口座情報(金融機関名漢字名称、金融機関支店名漢字名称、口座種目、口座番号、口座名義人) 還付情報(相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、還付済額、還付未済額、還付加算金、還付処理年月日、支払予定日) 徴収方法、過誤納発生年月日、支出決定日、還付請求書の発行年月日、受付年月日 申請者(氏名、住所、電話番号、被保険者との関係) 還付管理番号 等 <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。</p> <p>※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相当年度:保険料賦課の対象となる年度 賦課年度:保険料の賦課決定をした年度 領収年月日:被保険者が保険料を支払った年月日(<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収=年金から天引きを行った日付 収納消込(口座振替)=金融機関から引落しを行った日付 収納消込(窓口)=被保険者が保険料を支払った日付) <p>※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。</p> <p>※3 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録		4.5.2.	<p>過誤納情報を抽出し、一覧出力できること。</p> <p>抽出した対象者に対し、還付対象者とする被保険者・対象とする期別を選択し、一括で還付対象とできること。</p> <p>※1 還付保留の登録を行っている場合、この処理の対象から除外されること。</p>	実装必須機能	還付の個別登録は件数的に対応できないとの意見が多かったことを踏まえ、一括で登録する要件を追加。 なお、年金保険者還付の判断を行うため、一括還付を行いたくない対象者が存在することを踏まえ、任意の対象者を選択して登録することができる要件としている。	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録		4.5.2.	<p>時効完成された期に納付があった場合、過誤納として抽出し強制的に還付できること。</p>	実装必須機能	意見照会結果より、還付関連の要件について国保と横並びで不足している要件を補填してほしいとの意見があり、要件を追加。なお、国保で必須となっているため、実装必須としている。	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録		4.5.2.	<p>還付額の会計上の支出財源(歳入還付:収入金からの還付、歳出還付:予算還付)を、当該期別の過誤納金発生日、支払予定日、賦課年度、過誤納発生年月日、収納年月日から自動で判断できること。また、システムの判断結果を個別に変更ができること。</p>	実装必須機能	広域連合も含め、 ・同一会計年度中の収入:徴収した保険料から戻出 ・前会計年度以前の収入:決算繰越(年度集計)後のため、予算確保した別枠から歳出と扱いが異なるため、区別する仕組みが必要とご意見を踏まえ要件を追加。なお、国保で必須となっていることを踏まえ、実装必須としている。	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録		4.5.2.	<p>一括処理にて過誤納金に対する自動充当を行う場合、自動充当対象とする納期到来分の未納期別の範囲を指定できること。</p> <p>※1 自動充当の対象としない対象者被保険者を個別に指定できること</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歳入/歳出、過誤納金が発生した納入通知書の通知書番号 振込予定日、相続人氏名、住所等(過誤納発生事由が死亡の場合) 消滅時効起算日 	標準オプション機能		意見照会結果をうけて要件修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録		4.5.2.	口座情報がない場合、窓口(隔地)払いによる還付登録ができること。 隔地払いの対象者については、金融機関へ持参すれば現金と引き換えできる書類及び本人以外が金融機関へ行く場合の委任状が出力できること。	標準オプション機能	意見照会で口座を保持していない対象者への対処として窓口、隔地払いの管理が必要という意見を踏まえ、要件を追記。国保についても本件は標準オプション扱いとしている。 なお、隔地払いの場合の引き換え書類や委任状については、住民向け通知ではないことを踏まえ、標準様式を定めていない。	意見照会結果をうけて要件修正
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付取消		4.5.3	還付処理の修正・取消ができること。 出納閉鎖後の還付の場合は還付処理の修正・取消が行えないように制御すること。 口座還付で振込エラーとなった場合も、還付処理の取消ができること。	実装必須機能	意見照会結果より、還付処理の取消ができる機能が必要との多数ご意見より修正を行った。また、出納閉鎖後の処理取消が行えないようにする必要があったご意見も踏まえ、あわせて要件として記載した。 本件は国保でも必須とされていることをふまえ、必須要件としている。	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付保留		4.5.3.	過誤納状態を一括または個別で保留にできること。保留状態の場合、還付充当処理が行えないこと。 保留状態の対象者を抽出できること。 【管理項目】 還付保留状態(通常還付、保留還付)	標準オプション機能	意見照会結果より、年金保険者への還付要否が判明するまで、還付を保留する機能が必要との指摘を受けて要件と管理項目を追加。 なお、一括還付対象から除外を選択できる要件を規定していることも踏まえ、本要件はオプションと判断している。	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付先		4.5.4.	還付登録時に、還付先として被保険者本人以外の還付先を登録できること。 他の宛先を指定し、登録した場合、還付(充当)通知書、還付請求書は、登録した宛先へ送付し、返金処理ができること。 ※1 送付先、口座登録(相続人)の対応で実現可能な場合も含む。	実装必須機能		意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付先		4.5.4.	年金特別徴収の過誤納金について、返納先として年金保険者を選択できること。 年金保険者への返納になった対象者について、一括で還付処理ができること。 死亡後の年金から徴収された年金特別徴収の該当者を抽出し、年金保険者への返納が判明するまで一括で保留にできること。保留の対象者を抽出できること。 ※1:過誤納金の一部を年金保険者に返納し、残額を相続人等に還付することができること。	実装必須機能	意見照会結果より、還付先として本人が年金保険者か選択登録できる機能が必要との指摘を受けて要件を追加。 (国保側では実装必須となっていることも踏まえ、実装必須としている)	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付(充当)通知書作成		4.5.5.	保険料の還付および充当が発生する被保険者について、一括および個別で「後期高齢者医療保険料還付(充当)通知書」を出力することができること。また、保険料の還付がなく、充当のみ発生する被保険者について、個別で「後期高齢者医療保険料充当通知書」を出力できること。 ※1「後期高齢者医療保険料還付(充当)通知書」に合わせて、「還付請求書」が出力できること。 ※2 還付先口座が判明している対象者と、まだ判明していない対象者を選択して「還付請求書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:収納-02■ ■帳票詳細要件 シート:収納-03■	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。 意見照会結果より、還付(充当)通知と合わせて還付請求書の出力を行う必要があるとの多数ご意見を踏まえて同タイミングで出力する機能として定義した。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付(充当)通知書作成		4.5.5.	※1「後期高齢者医療保険料充当通知書」は、一括出力もできること	標準オプション機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付(充当)通知書作成		4.5.5.	還付(充当)通知書出力対象者のうち、還付金額の支出が決定した対象者について、財務会計処理が必要となる内部処理用の支出決定書が出力できること。	標準オプション機能	意見照会結果より、支出決定書の出力機能が必要との指摘を受けて要件を追加。	意見照会結果をうけて要件追加

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付口座登録		4.5.6.	住民から受領した還付請求書をもとに還付用の口座情報を登録・照会・修正・削除できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 —他システムを参照し表示している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。	実装必須機能	口座の要件については機能ID1.4.6と重複するため削除	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付口座登録		4.5.6.	住民から受領した還付・充当希望確認票をもとに還付用の口座情報を登録・照会・修正・削除できること。	標準オプション機能	口座の要件については機能ID1.4.6と重複するため削除	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付金口座振込依頼情報作成		4.5.7.	会計部門に、保険料還付に係る口座振込依頼データおよび、金融機関への口座振込依頼書の作成に伴い、口座振込依頼を、提供できること。 保険料還付に係る口座振込依頼データおよび、金融機関への口座振込依頼書を作成できること。 口座振込依頼データについては、全銀協フォーマットで作成できること。 ※1 口座振込依頼書に関しては、全庁的にレイアウト等を統一している場合が多いこと等を考え、帳票詳細要件を定めないこととする。 ※2 支出決定書(集計表、内訳表)を出力できること。 ※3 支払予定日を指定して、口座振込依頼分を一括で支払い済にできること。 ※4 作成は一括でできること。	実装必須機能	みずほ銀行指定のフォーマットなども要件に入れない旨、起案があったが、最終的には全銀協フォーマットで依頼することもあり、要件としては織り込まないこととしている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。 意見照会結果より、会計課等の出納業務を所管する課に依頼金額を紙で連絡する業務が必要とのご意見を受け、支出決定書を出力する機能を追加。また、口座振込済みとした還付を一括で支払済みのできる機能が必要とのご意見を受け、機能追加する。 (広域標準システムでも同様に給付を強制支出とする機能がある。なお、国保でも必須要件とされていることを受け、必須としている。)	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付金口座振込依頼情報作成		4.5.7.	支払予定日を指定して、口座振込以外の窓口払い(隔地払い)を一括で支払い済にできること。	標準オプション機能	意見照会結果より、口座振込以外の窓口払いの結果を一括で支払い済みとする機能が必要とのご意見を受け、オプション機能を追加する。	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.5.還付・充当		広域連合送付収納情報作成		4.5.8.	充当を契機として広域連合向けの収納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.5.還付・充当		広域連合送付収納情報作成		4.5.8.	※1 相当年度単位で作成対象を選択できること。	標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要という意見をいただき、期割情報作成対象条件を追加した。これに伴い、収納情報についても同様の条件を追加。	意見照会結果をうけて要件追加

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.5.還付・充当		広域連合送付収納対象者確認		4.5.9.	広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付請求書出力		4.5.10.	還付が発生している被保険者に対し、還付口座等の情報を記入するために、一括および個別で「還付請求書」が出力できること。 ※1 年金保険者還付のみの資格喪失者は除く。 ※2 死亡者を除き、既に口座が登録済みの場合は出力有無を選択できること。 ■帳票詳細要件 シート: 収納-04■	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。 意見照会結果より、該当する口座が不明または確認が必要な場合に、還付口座を返信可能な還付請求書は必ず必要という多数ご意見をうけて、実装必須機能に変更する。 また、年金保険者還納のみの場合は出力対象外とすることを明記した。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付請求書出力		4.5.8.	還付が発生している被保険者に対し、還付口座等の情報を記入するための、「還付請求書」が出力できること。 死亡者を除き、既に口座が登録済みの場合は出力有無を選択できること。 ※1 一括出力もできること。 ※2 年金保険者還付のみの資格喪失者は除く。 ■帳票詳細要件 シート: 収納-04■	標準オプション機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当希望確認票作成		4.5.11.	保険料の還付および充当が発生する被保険者について、還付か充当するかの希望を確認する一括および個別で「後期高齢者医療保険料還付・充当希望確認票」が出力できること。 ※1 一括出力もできること。 ■帳票詳細要件 シート: 収納-05■	標準オプション機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
4.保険料収納	4.5.還付・充当		収納状況のお知らせ作成		4.5.12.	被保険者が還付か充当するか判断するための判断根拠として、一括および個別で納期ごとの未済額詳細(保険料、延滞金、督促手数料)を印字する「後期高齢者医療保険料収納状況のお知らせ」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート: 収納-06■	標準オプション機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付時効管理		4.5.13.	保険料還付の時効管理ができること。 (還付金の時効(2年)、還付加算金の時効(5年)及び還付の事由による還付請求権の起算日をそれぞれ管理できること) ※1 還付時効完成日を自動計算できること。 ※2 還付(充当)通知の発行年月日、再発行年月日を基に自動で時効完成日が計算されること。 ※3 時効の更新について、還付(充当)通知の出力、再出力、または勧奨通知のいずれを起算日にするか選択できること。	実装必須機能	時効管理は他システムで標準オプションとされているものもあったが、法律で定められている事項であることから、実装必須機能として規定した。 意見照会結果より、還付時効の計算において還付(充当)通知の発行年月日、再発行年月日を時効計算の起算日とするか選択できる機能が必要と多数ご意見をうけて、要件追加する。	意見照会結果をうけて修正
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付加算率管理 還付加算金管理		4.5.14.	保険料還付の還付加算率や、還付加算金運用に関する情報(還付加算金の計算根拠(過誤納区分、加算金計算率、起算日、計算終了日など)等)を期別ごとに管理できること。 ※1 還付加算率については、年ごとに管理できること。	実装必須機能	意見照会結果より、加算金計算の機能と統合した記載に修正する。	意見照会結果をうけて修正
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付加算金計算		4.5.14.	還付対象の期別へ還付事由に基づき法令どおり(還付加算金特例基準割合含む)加算金の計算ができること。 ※1 還付加算率については、年ごとに管理できること。 ※2 終算日は任意に設定できること。 ※3 除算期間の開始日と終了日を設定できること。	実装必須機能	意見照会結果より、法令どおり加算金計算ができることを明記する必要があるとのご意見をうけて、要件追加した。 また、除算期間等の要件を国保側と横並びとするために要件を追加した。(法令どおりの計算とするための補記)	意見照会結果をうけて修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付支払未完了者への対応		4.5.15.	還付通知出力後、還付支払が完了していないもの(還付処理中のもの)を期間を指定して抽出できること。 ※1 滞納の有無、執行停止の有無を判定できること。	実装必須機能	還付金が発生しているが手続きされていない者に対し再度勧奨を行うことにより、住民サービスの向上を図っているといったご意見が複数あったことを踏まえて要件を追記した。 なお、実装区分のご意見は実装必須、標準オプションの両方があったが、国保で実装必須とされていることも踏まえて、実装必須としている。	意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付支払未完了者への対応		4.5.15.	抽出した還付処理中対象者に対して、還付(充当)通知書を一括または個別に再発行できること。 ※1 通知書再発行した日を管理できること(時刻の更新のため)。 ※2 還付充当通知を再発送したのものに対して時刻の更新を行えること。また、返戻があったものに対しては、時刻の更新を解除すること。	実装必須機能		
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付支払未完了者への対応		4.5.15.	時刻完成した過誤納金発生データに対して還付時刻処理が一括および個別で行えること。	実装必須機能	国保側と同等の還付時刻処理の実装に関する意見があったことを受け、要件として追記した。 国保で必須とされていることを受け、実装必須としている。	
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		納付証明書作成		4.6.1.	年間納付済額を被保険者に通知するために、 個別で 「後期高齢者医療保険料 納付証明書」が出力できること。納付証明書は指定した年度単位で出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:収納-07■ ※1 納期未到来分については、未納額として印字できること。 ※2 納期到来未納分については、納期到来未納額として印字できること。 ※3 出力対象を特別徴収、普通徴収、口座振替から選択(複数選択可)することができること。 ※4 備考欄に、滞納がない場合は「滞納なし」、滞納がある場合は「滞納あり」と記載できること。 ※5 領収証等により入金を確認できている場合は、強制的に「滞納なし」の記載に変更できること。	実装必須機能	納付証明書については公印つき、納付確認書については公印なし(手数料をとらない)として運用を行っている自治体が複数存在したため、標準オプションとして納付確認書を設けている。 意見照会結果を踏まえ、納付証明書と納付額証明書の要件を分けて記載したほうが要件が明確となることを踏まえ、要件を分割した。 あわせて、納付額証明書出力は実装必須にする必要があるとの多数ご意見を受け、実装必須機能に変更した。(国保でも実装必須とされていることも踏まえている)	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて修正
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		納付証明書作成		4.6.1.	納付証明書を個別出力する場合に、文言マスタで設定されている文言を変更して出力できること。	標準オプション機能	用途毎に文言を変えて出力しているという意見があった。文言マスタでは、出力時に一律の文言を設定して出力する要件で規定している(用途がシステムで自動判定できないため)ことから、出力する文言を個別発行時には変更できることとする要件を追加した。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて要件修正
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		納付額証明書作成		4.6.1.	年間納付済額を被保険者に通知するために、 一括および個別で 「後期高齢者医療保険料 納付額証明書」が出力できること。納付額証明書は、暦年で領収日範囲(集計開始日、集計終了日)を指定して、合計金額を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:収納-09■ ※1 納付見込みの調定(出力時点では納期未到来であるが、税申告時点では納付が見込まれるもの)を納付見込額として出力できること。納付見込額を変更して出力できること。 ※2 出力対象を特別徴収、普通徴収、口座振替から選択(複数選択可)することができること。	実装必須機能	意見照会結果より、口座振替のみとなる被保険者が多く、口座振替領収通知兼納付額証明書が出力できる機能が必要とのご意見を受け、要件を追加した。 なお、国保では必須要件とされているが、意見照会の結果、後期では運用を行っている自治体、行っていない自治体で意見がそれぞれであったこと、納付額証明書で代替可能という検討の経緯も踏まえて標準オプションとしている。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		納付額証明書作成		4.6.1.	※3 指定した暦年中に発生した還付のうち、暦年中の納付から発生した還付は納付額から差し引かれること。なお、暦年中以外で発生した還付は差し引きの対象外とする。 納付額証明書を個別出力する場合に、文言マスタで設定されている文言を変更して出力できること。	標準オプション機能		意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		口座振替済通知兼納付額証明書		4.6.1.	年間納付済額を被保険者に通知するために、口座振替対象者を抽出し、 一括および個別で 「口座振替済通知兼納付額証明書」を出力できること。暦年で領収日範囲(集計開始日、集計終了日)を指定して、振替済み金額の明細を出力できること。 口座振替済通知兼納付額証明書を個別出力する場合は、文言マスタで設定されている文言を変更して出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:収納-08■	標準オプション機能		デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて要件追加

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		完納証明書作成		4.6.2.	<p>年度を指定して当該期間すべてに保険料の未納がない証明(完納証明)を個別で発行できること。</p> <p>※1 調定金額の合計が0円に更正され、収納金額が無い場合であっても、発行できること。 ※2 滞納がある場合、発行できないこと。 ※3 領収書等で納付が確認できた場合には、強制的に発行ができること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート:収納-10■</p>	標準オプション機能	意見照会結果より、被保険者から完納証明書を求められる場合に出力する機能が必要とのご意見を受け、要件を追加した。なお、国保では実装必須機能として規定されているが、いただいた追加意見要望については全て実装区分が標準オプションであったことも踏まえ、実装区分は標準オプションとしている。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて要件追加
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		納付証明書出力対象者確認		4.6.3.	「後期高齢者医療保険料 納付証明書」の出力対象者を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		納付額証明書出力対象者確認		4.6.3.	「後期高齢者医療保険料 納付額証明書」の出力対象者を一覧等で確認できること。	標準オプション機能 実装必須機能	意見照会結果より、納付額証明書出力は実装必須機能としたため、あわせて一覧出力機能も必須としている。	意見照会結果をうけて、要件修正
5.滞納管理									
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		滞納者情報管理		5.1.1.	<p>滞納者の情報が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、住所、電話番号) ・滞納期別(相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納額、滞納額、納期限、延滞金、延滞金収納額、不納欠損有無) ・滞納処分状況(滞納処分年月日、滞納処分区分(差押/交付要求等)) ・連帯納付義務者である世帯主、配偶者(氏名、住所) ・不納欠損有無(不納欠損額、時効完成日)、滞納処分状況(執行停止の有無) ・公示年月日、時効完成予定年月日 ・滞納期別(督促状発行年月日、催告書発行年月日、分納有無、督促手数料収納額)等</p> <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 →相当年度:保険料賦課の対象となる年度 →賦課年度:保険料の賦課決定をした年度 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 登録は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>督促手数料については、徴収している市区町村、徴収していない市区町村があることから全般的に項目を標準オプション扱いとしている。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p> <p>意見照会結果より、督促状発行年月日、催告書発行年月日については広域標準への連携インタフェースであることも踏まえ、明記した方が良いのご意見を踏まえ、明記。 また、分納を必須要件としたことで分納有無を管理項目として追加。 督促手数料収納額は督促手数料を管理することに付随し、管理項目を明記した。</p>	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		滞納者情報管理		5.1.1.	<p>【管理項目】 ・督促手数料 ・滞納期別(分納有無、督促手数料収納額) ・滞納整理員(担当者名)</p>	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		滞納者情報管理		5.1.1.	滞納者情報管理で登録されている滞納者情報を基に滞納者の情報を個別に出力できること。	標準オプション機能	意見照会結果より、徴収対応において滞納者情報を纏めた情報出力が必要とのご意見を受け、オプション機能として追加する。	意見照会結果をうけて、要件追加

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		保険料徴収時効管理		5.1.2.	保険料徴収の時効管理について時効完成年月日を期別ごとに管理(設定・保持・修正)できること。 時効完成した滞納者に対して、時効完成期別か否かを自動で識別でき、滞納期別から除外されること。 ※1 設定は一括でできること。	実装必須機能	時効に関しては構成員意見を踏まえ、国民健康保険システムの標準仕様書と同一となるように機能要件を記載している。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて、要件修正
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		保険料徴収時効管理		5.1.2.	時効完成年度か否かを識別できること。	標準オプション機能	デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		保険料徴収時効管 起算日管理		5.1.3.	保険料徴収の時効管理について起算日の判断条件・時効更新・完成猶予要件について任意で登録・設定できること。 充当による納付の場合は時効延長を行わないこと。 時効計算は領収日を起点とすること。	実装必須機能	意見照会結果より、時効の更新要件について明記する必要があるとの多数ご意見を受け、時効の更新要件を国保側と粒度をあわせて記載した。	
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		確定延滞金時効管理		5.1.4.	確定延滞金についても時効の管理(設定・保持・修正)ができること。 ※1 設定は一括でできること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		確定延滞金時効管理		5.1.4.	督促手数料についても時効の管理(設定・保持・修正)ができること。 ※2 設定は一括でできること。	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		時効計算		5.1.5.	時効の起算日、更新要件、完成猶予要件(公示送達等による再計算も含む)に基づいて、時効完成年月日を期別単位、年度単位で法令どおりに自動計算できること。 ※1 本料が完納し、延滞金調定のみ未納となっている場合は、延滞金調定に関する時効計算は税と同様の計算が行えること。 (本料が完納していない場合は、延滞金調定は生じていないため、本料とともに時効完成する) ※2 時効計算においては、徴収(換価)の猶予を設定した期間内は時効停止として取り扱いし、時効の進行がされないこと。 催告は時効完成猶予事由として取り扱い、催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しないこと。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		時効計算		5.1.5.	時効計算においては、以下の事由を時効中断として取り扱いし、時効計算が行えること。 ・納付(一部納付を含む)があった場合(起算日は領収日の翌日とする)。 ただし、充当(還付充当、換価充当、納付委託充当)による納付は時効中断の取り扱いから除外されること。 ・一部納付の時効中断の効力が及ぶ範囲は、一部納付のあった期別のみとして時効計算がされること。 ・督促状発行年月日を起算日として10日を経過した日までの期間を時効の完成猶予とし、その翌日を起算日として時効が更新されること ・交付要求のされている期間(解除されるまでの期間)を時効の猶予期間とし、その翌日を起算日として時効更新されること。 ・滞納処分による差押が有効な期間(解除されるまでの期間)を時効の猶予期間とし、その翌日を起算日として時効更新されること。 ・債務承認(徴収猶予の申請、納付委託の申出、納付誓約書の提出)があった日までの期間を時効の猶予期間とし、その翌日を起算日として時効更新されること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		延滞金関連情報管理		5.1.6.	延滞金加算率や、延滞金運用に関する情報を管理できること。 ※1 延滞金加算率については、年ごとに管理できること	実装必須機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		延滞金計算		5.1.7.	法令に基づいた方法で、自動で延滞金計算ができること。 ※1 延滞金は起算日から自動的に算出されること。 ※2 延滞金について収入年月日でなく、領収年月日で計算できること。 ただし、差押、交付要求等による納付が発生した場合は、起算日を任意に設定でき、領収年月日でなく起算日で延滞金を計算すること。 ※3 調定異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。 再計算の結果、延滞金の納付済額が本来納めるべき金額より大きくなった場合は過誤納とできること。 ※4 一部納付等、納付額に異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。	実装必須機能	意見照会結果より、延滞金計算が起算日より計算されることの明記が必要との多数ご意見を受け、要件を追記した。	意見照会結果をうけて、要件追記。
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		延滞金計算		5.1.7.	被保険者の破産手続き開始に伴う交付要求手続きの際には、延滞金額を1円単位で計算できること。	標準オプション機能	意見照会結果より、破産手続き開始に伴う交付要求手続きに限り1円単位で計算が必要というご意見を受け、オプション機能として追記する。	意見照会結果をうけて、要件追記。
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		延滞金試算		5.1.8.	日付や滞納期別を指定し、指定日時点の延滞金の試算が行えること。 試算結果が記載された計算書を出力できること。	実装必須機能	意見照会結果より、延滞金計算の試算結果を計算書として出力できる機能とする。	意見照会結果をうけて、要件追記。 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		交渉記録		5.1.9.	対象者の交渉記録(滞納折衝年月日、滞納折衝内容)等の滞納整理に関する情報について、登録・修正・削除・照会できること。 交渉記録を確認するための帳票として、滞納者情報、滞納金額(督促料、計算延滞金を含む)、これまでの交渉記録を記載した交渉記録カードを出力できること。	標準オプション機能	意見照会結果より、滞納者との交渉に必要な交渉記録カードの出力が必要とのご意見を受け、機能追加する。	意見照会結果をうけて、要件追記。 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		現年度決算		5.1.10.	現年度会計の決算処理を行い、滞納分に関する繰越ができること。 ※1 繰越は一括でできること。	実装必須機能	滞納繰越を行うタイミングが3月末、5月末等で異なることから、標準オプションの機能を記載している。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		現年度決算		5.1.10.	※2 繰越のタイミングについては、任意に設定できること。	標準オプション機能		事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		過年度決算		5.1.11.	過年度会計の決算処理を行い、滞納分に関する繰越ができること。 ※1 繰越は一括でできること。	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		過年度決算		5.1.11.	※2 繰越のタイミングについては、任意に設定できること。	標準オプション機能		事務局判断で見直し(誤字脱字の見直し、文言の統一等)

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.2.督促		滞納者把握		5.2.1.	<p>納期限から指定期間以上経過している収納情報を抽出し、滞納情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、住所) ・未納期別(相当年度※2、賦課年度※2、期別、未納額、納期限、延滞金、督促手数料) ・督促状発行情報(発行年月日、指定納期限) 等</p> <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 ー相当年度-保険料賦課の対象となる年度 ー賦課年度-保険料の賦課決定をした年度 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 登録は一括でできること。</p>	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
5.滞納管理	5.2.督促		滞納者把握		5.2.1.	<p>滞納者の情報について、指定した条件により一覧をEUC機能を利用して出力できること。 また、抽出した滞納者の滞納金額を一覧にして滞納明細書として出力できること。</p> <p><出力項目及び抽出条件> ・宛番号、住所、送付先、滞納額(本料・延滞金)、担当、賦課年度、相当年度、期別 ・分納有無、滞納処分・猶予の有無、執行停止の有無、地区、電話番号 ・電話番号の有無、滞納者区分(性質・進捗状況)、死亡者、時効完成予定者、 ・処分中の財産種類、通知書番号、督促発行の有無、時効到来の有無、不納欠損の有無 ・死亡年月日、収納日、異動予定/確定日、消込/仮消込、催告書の発送有無 等</p> <p>差押等の処分をした期別について、処分期別が完納となった対象者を抽出できること。 <出力項目及び抽出条件> ・個人情報の異動者、滞納額(督促手数料)</p>	標準オプション機能	意見照会結果より、滞納明細書の出力が必要との意見を受け、機能追加する。	意見照会結果をうけて要件追記
5.滞納管理	5.2.督促		督促・滞納者確認		5.2.2.	督促対象者を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.2.督促		督促状作成		5.2.3.	<p>一括および個別で「後期高齢者医療保険料 督促状」が出力できること。 督促状と納付書が一体型となった「督促状兼納付書」が発行できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート:滞納-01 ■ ■帳票詳細要件 シート:滞納-06 ■ ■帳票詳細要件 シート:滞納-07 ■</p> <p>※1 帳票詳細要件にて定めるのは、「督促状」として必要な項目のみとする。 ※2 速報、徴収猶予、督促抑止情報を加味して督促状出力対象を制御できること。 納付/分納誓約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、督促状を出力できること。</p>	実装必須機能	<p>デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。</p> <p>意見照会結果より、督促状と納付書一体型の様式も必要との多数意見を受けて、機能追加する。 また、一括出力は実装必須という多数意見をいただき、実装必須に変更。</p>	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
5.滞納管理	5.2.督促		督促状作成		5.2.3.	<p>※2 一括出力もできること ※3 速報、徴収猶予、督促抑止情報を加味して督促状出力対象を制御できること ー納付/分納誓約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、督促状を出力できること。 ー督促状を出力できること。 ※3 延滞金、督促手数料を加味して督促状を出力できること。</p>	標準オプション機能		意見照会結果をうけて要件修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.2.督促		督促用納付書作成		5.2.4.	督促状出力が行われた対象者について、個別に「納付書」が出力できること。 ■ 帳票詳細要件 シート: 賦課-05 ■ ■ 帳票詳細要件 シート: 賦課-06 ■ ■ 帳票詳細要件 シート: 賦課-07 ■ ■ 帳票詳細要件 シート: 賦課-08 ■ ※1 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.(※2、※3)の記載と同様。	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。 項番振り直しに伴う見直し	デジタル庁の横並び方針等により要件追加(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 業務横並び確認の結果、帳票様式を追加
5.滞納管理	5.2.督促		督促用納付書作成		5.2.4.	督促状出力が行われた対象者について、一括で「納付書」が出力できること。 ※2 一括出力もできること ※3 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.(※4、※5)の記載と同様。	標準オプション機能	項番振り直しに伴う見直し	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
5.滞納管理	5.2.督促		督促状作成対象者確認		5.2.5.	「後期高齢者医療保険料 督促状」の出力対象者を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.2.督促		督促状作成対象者確認		5.2.5.	※1 督促状出力後、該当の期に対し、納付などがあり、督促状の発送が不要になった対象者についても、処理期間等を指定し、あわせて確認できること。	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.2.督促		督促用納付書作成対象者確認		5.2.6.	「納付書」の出力対象者を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.2.督促		督促状発送情報登録		5.2.7.	督促状の発送履歴を管理(登録・修正・照会)できること。 ※1 督促状発送前に引き抜いた督促状を含めずに発送履歴に登録できること。 ※2 発送済みとした督促状に該当する期別において発行年月日を管理し、時効計算に反映できること。(起算日を更新できること。)	実装必須機能	意見照会結果より、引抜した督促状を考慮した発送管理ができるようにし、時効更新に反映させる必要があるとのご意見を受け、機能追加する。	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.2.督促		督促状返戻登録		5.2.8.	督促状が郵便返戻された場合、発送履歴上で返戻日を管理できること。 返戻のあった督促状の対象期別において、督促状の発行年月日を初期化できること。	標準オプション機能	公示送達管理機能に関して、多数ご意見を頂いたため、各業務において必要となる要件や管理項目を追加している。 なお、業務横並びの観点で国保側の機能・要件、管理項目、実装区分を参考としている。	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.2.督促		督促状公示		5.2.9.	督促返戻の対象者より、設定された返戻日の開始・終了を抽出条件として督促状公示送達対象者を抽出できること。 抽出した対象者について、公示対象の期別、送付先氏名、住所等から公示送達対象一覧を出力できること。	標準オプション機能	公示送達管理機能に関して、多数ご意見を頂いたため、各業務において必要となる要件や管理項目を追加している。 なお、業務横並びの観点で国保側の機能・要件、管理項目、実装区分を参考としている。	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.2.督促		広域連合送付滞納者情報作成		5.2.10.	指定基準日時時点で、納期を過ぎている対象者を滞納対象者として把握後、当該対象者への督促状発行を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.2.督促		広域連合送付滞納者情報作成		5.2.10.	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。	標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を追加した。これに伴い、滞納情報についても同様の条件を追加。	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.2.督促		広域連合送付滞納者確認		5.2.11.	広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		催告対象者確認		5.3.1.	督促後も納付がない催告対象者を抽出し、一覧等で確認できること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		催告書作成		5.3.2.	一括および個別で「後期高齢者医療保険料催告書」(滞納者に対する催告を目的とした通知)が出力できること。 催告書と納付書が一体となった「催告書兼納付書」が発行できること。 抽出条件・除外条件は、任意に選択し、組み合わせることができること。 <抽出条件> ・賦課年度範囲(開始年度・終了年度) ・納期限範囲(開始・終了) ・未納抽出対象(本料のみ、督促手数料・延滞金を含む) ・時効完成を含む・含まないの選択 ・督促状発送有無 <発送除外条件> ・仮消込・分納誓約中 ・納付受託・徴収(換価)猶予中・滞納処分中 ・執行停止中・特別徴収対象者(年金特別徴収) ・繰上徴収 ■帳票詳細要件 シート:滞納-02 ■ ■帳票詳細要件 シート:滞納-03 ■ ■帳票詳細要件 シート:滞納-06 ■ ■帳票詳細要件 シート:滞納-07 ■ ※1帳票詳細要件にて定めるのは、「催告書」として必要な項目のみとする。	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。 意見照会の結果、催告書の発行対象、抑止対象に関するご意見をいただいたことを踏まえ、要件を明記した。記載した要件については、国保側と横並びで抽出条件の設定を行うこととしている。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		催告書作成		5.3.2.	※2 一括出力もできること ※3 速報、徴収猶予、催告抑止情報を加味して催告書出力対象を制御できること。 納付/分納誓約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、催告書を出力できること。 ※4 延滞金、督促手数料を加味して催告書を出力できること。 なお、保険料完納により発生した延滞金についても対象に含めること。	標準オプション機能	意見照会結果より、催告する金額に対して、保険料完納により発生した確定延滞金についても催告の対象とする必要があるのご意見を受け、機能追加する。	意見照会結果をうけて要件修正
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		催告用納付書作成		5.3.3.	催告書出力が行われた対象者について、個別に「納付書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:賦課-05 ■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-06 ■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-07 ■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-08 ■ ※1 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.(※2、※3)の記載と同様。	実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。 項番振り直しに伴う見直し	デジタル庁の横並び方針等により要件追加(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 業務横並び観点で確認の結果、帳票様式を追加

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		催告用納付書作成		5.3.3.	催告書出力が行われた対象者について、一括で「納付書」が出力できること。 ※2 一括出力もできること ※32 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.(※4、※5)の記載と同様。	標準オプション機能	項番振り直しに伴う見直し	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		催告書作成対象者確認		5.3.4.	「後期高齢者医療保険料催告書」の出力対象者を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		催告書作成対象者確認		5.3.4.	※1 催告書出力後、該当の期に対し納付などがあり、催告書の発送が不要になった対象者についても、処 理期間等を指定し、あわせて確認できること。	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		催告用納付書作成対象者確認		5.3.5.	「納付書」の出力対象者を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		広域連合送付滞納者情報作成		5.3.6.	催告書の発行を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理 できること。 ※1 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連 合電算処理システム外部インターフェース仕様書に 定められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対 応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		広域連合送付滞納者情報作成		5.3.6.	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。	標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴 い期割情報連携が制限される期間があるため抽出 条件の設定が必要という意見をいただき、期割情 報作成対象条件を追加した。これに伴い、滞納情 報についても同様の条件を追加。	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		広域連合送付滞納者確認		5.3.7.	広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		分納計画 情報管理		5.3.8.	<p>分納計画や収納状況、誓約等の情報が登録・取消・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者※1(被保険者番号) ・分納計画 ・分納誓約年月日 ・分納承認年月日 ・分割回数 ・分納期別(納付額、納期限) ・分納額 等 <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。</p> <p>※2 延滞金・督促手数料を含めて分納計画が作成できること</p> <p>※3 分割納付期別の優先順位を任意に変更できること。期別や納期限でのソート機能を有すること。</p> <p>※4 分割納付計画策定時、納付誓約による分納計画(誓約年月日の設定あり)の場合は分割納付期別の時効が更新できること。</p> <p>※5 本料、延滞金のみの場合でも分割納付計画が設定できること。</p> <p>※6 分割納付計画の納付年月日に応じて自動計算された延滞金で、分割納付計画が策定できること。</p> <p>※7 職員の選択により、執行停止中の期別も分割納付計画に組み込めること。</p> <p>※8 分割納付計画が完了しないまま終了/完了した分割納付情報を抽出し、一括で取消できること。</p> <p>※9 端数金額の処理ができること。</p> <p>※10 分割納付計画を設定している期別は、口座振替できないよう制御できること。</p>	標準オプション機能 実装必須機能	意見照会にて、分納計画を確認可能な機能を追加するべきといったご意見を多数いただき、分納計画情報の管理機能を追加した。 また、分納誓約年月日は時効計算に関係するため管理項目として必要とのご意見を受け、管理項目を追加した。 また、分納自体は収納率向上のために必須であることというご意見と国保側でも必須とされていることを踏まえ、実装必須に変更している。	意見照会結果をうけて要件追記、実装区分修正
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		分納計画		5.3.9.	<p>分納相談に対応し、現状の滞納者の情報を基に分納計画を試算できること。</p> <p>※1 延滞金・督促手数料を含めて分納計画が作成できること</p>	標準オプション機能 実装必須機能		意見照会結果をうけて要件追記、実装区分修正
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		分納誓約 書作成		5.3.10.	<p>個別で「後期高齢者医療保険料 分納誓約書」が出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート:滞納-04■</p>	標準オプション機能 実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて要件追記、実装区分修正
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		分納用納 付書作成		5.3.11.	<p>分納誓約等に合わせて、分納期別に対する「納付書」が個別に出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート:賦課-05■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-06■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-07■ ■帳票詳細要件 シート:賦課-08■</p> <p>※1 納付書について求める要件は、機能ID3.4.9.(※2～※5)の記載と同様。</p>	標準オプション機能 実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。 項番振り直しに伴う見直し	デジタル庁の横並び方針等により要件追加(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 業務横並び観点で確認の結果、帳票様式を追加 意見照会結果をうけて要件追記、実装区分修正
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		分納承認 連絡書作成		5.3.12.	<p>一括および個別で「後期高齢者医療保険料 分納承認連絡書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート:滞納-05■</p>	標準オプション機能 実装必須機能	デジタル庁方針を受け、帳票について一括、個別の定義を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて要件追記、実装区分修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		分納履行状況管理		5.3.13.	分割納付計画に対する履行状況(履行中、不履行、分割納付完了)を管理(登録・修正・照会)できること。 ※1 履行状況は収納消込と同期をとって自動で反映・更新されること。	実装必須機能	意見照会結果より、分納履行状況を確認できる機能が必要とのご意見を受け、管理機能を追加した。 なお、実装区分は国保側で実装必須とされているものを実装必須としている。	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		分納不履行管理		5.3.14.	分割納付者について、履行状況毎、不履行回数毎に抽出できること。 ※1 速報データを含めた収納額が、納付約束額以上の納付でない場合、不履行と判定できること。 ※2 分割納付計画から発行した納付書以外の納付手段で納付した場合に、履行ノ不履行いずれにするか、地方団体が選択できること。 ※3 分割納付不履行者リストを出力できること。 ※4 分割納付計画が完了しないまま終了/完了後にも滞納額が残存する対象者を抽出できること。	実装必須機能		意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.3.催告・猶予措置		分納不履行管理		5.3.14.	分割納付の順序が異なる場合、不履行扱いになること。 ※1 不履行判定日を管理できること。不履行判定日は、指定期限から●日経過などの条件を任意に定めることができること。 ※2 抽出した分割納付情報は、一括で削除できること。 ※3 不履行と判定するまでの猶予日数について、任意に設定できる機能を有すること。 ※4 分割納付者について、分割納付種類(納付書、口座振替)毎に抽出できること。 ※5 不履行者に対して催告書を個別及び一括出力できること。	標準オプション機能		意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.4.滞納処分		滞納処分登録		5.4.1.	滞納処分の状況が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号) ・滞納期別(相当年度※2、賦課年度※2、期別、時効年月日) ・滞納処分状況(滞納処分開始年月日、滞納処分終了年月日、滞納処分内容(差押・交付要求等)) ・時効更新日、時効更新事由 ・債権種別 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 →相当年度:保険料賦課の対象となる年度 →賦課年度:保険料の賦課決定をした年度 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。	実装必須機能	意見照会結果より、多数ご意見から債権種別を必須管理項目に変更する。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む) 意見照会結果をうけて管理項目追加
5.滞納管理	5.4.滞納処分		滞納処分登録		5.4.1.	【管理項目】 →債権種別	標準オプション機能	意見照会結果をうけて実装区分修正	意見照会結果をうけて実装区分修正
5.滞納管理	5.4.滞納処分		収納消込		5.4.2.	滞納処分に伴う配当額を滞納期に消し込みできること。 ※1 充当期別、充当額(本料、延滞金)、充当後の残額は、手動で設定し、出力できること。 ※2 充当期別は、もととなる差押期別から、本料未納のうち納期限が古いものから順に表示されること。	実装必須機能	意見照会結果より、配当順を指定できる機能が必要とのご意見を受け、機能追加する。	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.4.滞納処分		収納消込		5.4.2.	滞納処分に伴う配当額を督促手数料に消し込みできること。	標準オプション機能	意見照会結果より、配当金額を督促料にも充当できる機能が必要とのご意見を受け、オプション機能追加する。	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.4.滞納処分		時効予定者確認		5.4.3.	保険料徴収の時効予定者や時効を迎えた対象者を抽出し、一覧等で確認できること。	実装必須機能 標準オプション機能		意見照会結果をうけて実装区分修正

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.4.滞納処分		執行停止		5.4.4.	<p>滞納者に対する執行停止情報の管理(設定・保持・修正)ができること。また、執行停止は期別で管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 ・起案年月日 ・決裁年月日 ・執行停止事由(無財産/生活困窮/所在不明/即時消滅) ・備考 ・取消年月日 ・取消事由(停止または欠損の取消/その他) <p>※1 執行停止を取消する期別について、任意に選択できること。 ※2 執行停止情報の文章について、編集機能を有すること。文章を複数登録できること。 ※3 交付要求と執行停止が重複する期別について、執行停止による徴収権の消滅が優先されること。 ※4 執行停止種類・執行停止理由が法どおりであること。</p>	実装必須機能	<p>意見照会結果より、執行停止処分情報を必須管理項目にするべきといったご意見および、広域標準システムに連携する滞納情報として「執行停止」の区分があること、執行停止の情報が時効の管理に関わってくることなども踏まえて実装必須とした。</p> <p>記載要件については国保記載の要件を踏まえて記載している。</p>	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.4.滞納処分		執行停止		5.4.4.	<p>執行停止要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、執行停止要件を満たさない期別については、手動で執行停止期別として選択できること。</p>	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		不納欠損登録		5.4.5.	<p>時効対象者に対して、不納欠損が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者※1(被保険者番号) ・滞納期別(相当年度※2、賦課年度※2、期別、時効年月日、不納欠損年月日、不納欠損事由)等 <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 総務省中間標準レイアウト仕様における「データ項目一覧表」の定義に準拠。 → 相当年度: 保険料賦課の対象となる年度 → 賦課年度: 保険料の賦課決定をした年度 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 不納欠損について、本料、督促手数料、延滞金をそれぞれの時効を勘案して処理できること。 ※4 時効起算日・時効完成予定年月日より一定期間(例:2年、延滞金の場合は5年等)を過ぎても完納となっていない保険料に対し、不納欠損の登録が一括処理にて実施できること。 ※5 執行停止の登録を行うことができること。処分の登録内容を照会できること。 ※6 登録は一括でできること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行停止事由 	実装必須機能	<p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p> <p>意見照会結果より、執行停止事由は不納欠損登録を行うにあたり必須管理項目であるのご意見を受け、必須管理項目に変更する。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p> <p>意見照会結果をうけて修正</p>
5.滞納管理	5.4.滞納処分		不納欠損登録		5.4.5.	<p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行停止事由 	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		不納欠損登録結果確認		5.4.6.	<p>不納欠損を登録した対象者を抽出し、一覧等で確認できること。</p>	実装必須機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		広域連合送付滞納者情報作成		5.4.7.	<p>不納欠損登録等を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。</p> <p>※1 作成は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p> <p>デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。</p>	<p>デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)</p>

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.4.滞納処分		広域連合送付滞納者情報作成		5.4.7.	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。	標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を追加した。これに伴い、滞納情報についても同様の条件を追加。	意見照会結果をうけて要件追加
5.滞納管理	5.4.滞納処分		広域連合送付滞納者確認		5.4.8.	広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		換価猶予情報登録		5.4.9.	換価猶予、猶予の期間延長について、期別を選択して管理(設定・保持・修正)できること。 【管理項目】 ・開始年月日、終了年月日、決議年月日、取消起案年月日、取消決議年月日 ・取消理由、財産(担保)の設定、起案年月日、文書番号(整理番号) ・延滞金減免率、猶予区分(当初、延長)、申請年月日、猶予理由 ・許可区分、不許可理由、決定年月日 猶予期間経過後の対象を抽出し、一括で取消ができること。あるいは、自動で猶予状態が終了されること。	標準オプション機能	国民健康保険システムにおける標準仕様書では、実装必須、標準オプションがそれぞれ機能毎に分かれているが、後期高齢においては差押えまでに至る対象件数が国保よりも少ないことも踏まえ、標準オプションとしている。	
5.滞納管理	5.4.滞納処分		換価猶予関連帳票出力		5.4.10.	換価猶予、猶予の延長を認めるとき、認めない時にそれぞれ以下の帳票を出力できること。 ・換価猶予許可通知書 ・換価猶予不許可通知書 ・換価猶予取消通知書 ・換価猶予期間延長許可通知書 ・換価猶予期間延長不許可通知書 上記の帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。(帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること)	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		換価猶予に関する時効管理		5.4.11.	換価猶予について、時効の進行が法どおり管理されること。	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		換価猶予時の延滞金減免計算		5.4.12.	換価猶予について、延滞金減免率に指定した減免割合で、延滞金の減免が行えること。	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		換価猶予取消時の延滞金免除有無管理		5.4.13.	換価猶予取消の起因となる事実が生じた以後の期間に係る延滞金の免除の有無を選択できること。	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		延滞金減免申請管理		5.4.14.	延滞金減免申請管理について国民健康保険システムの標準仕様書「延滞金減免」に記載された機能と同様の要件を実装していること。 帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。(帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること)	標準オプション機能		

大項目	中項目	小項目	機能名称	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
5.滞納管理	5.4.滞納処分		財産調査処理		5.4.15.	差押え対象者に関する財産調査について国民健康保険システムの標準仕様書「財産調査処理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。 帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。(帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること)	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		滞納処分処理		5.4.16.	滞納者に対する滞納処分処理について国民健康保険システムの標準仕様書「滞納処分処理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。 帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。(帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること)	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		公売管理		5.4.17.	差押え対象者に関する公売管理について国民健康保険システムの標準仕様書「公売管理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。	標準オプション機能		
5.滞納管理	5.4.滞納処分		執行停止		5.4.17.	差押え対象者に関する執行停止処理について国民健康保険システムの標準仕様書「執行停止処理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。 帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。(帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること)	標準オプション機能		意見照会結果をうけて要件外だし
5.滞納管理	5.4.滞納処分		広域連合送付収納情報作成		5.4.18.	差押え等による収納を契機として広域連合向けの収納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。	デジタル庁の横並び方針等により修正(データ要件、連携要件による変更起因も含む)